中央市一般廃棄物処理基本計画

平成 29 年 3 月

中　央　市

はじめに

近年では、国民の生活が便利で豊かになっている一方、自然環境の破壊や地球温暖化、天然資源の枯渇が表面化し、限りある天然資源やエネルギーの大量消費、大量のごみによる処分場の不足など、様々な問題が発生しています。これら問題解決のためには、経済と環境が両立した持続的な循環型社会へと転換することが求められております。

本市では、ごみの減量化を推進しておりますが、全国及び山梨県平均に比して、生活系ごみの排出量は増加傾向にあるため、ごみを減らすだけでなく、資源化することをこれまで以上に意識し進めていく必要があります。このため、市民一人ひとりがライフスタイルを見直し、ごみの減量化及び資源化に積極的に取り組むことが求められており、市民・事業者・行政が一体となって、それぞれの立場で自らの役割を理解し、協働して取り組んで行くことが、地域環境、地球環境の保全に結びつくと考えております。

東日本大震災を契機として、安全なまちづくりとともに、災害により生じた廃棄物を適正かつ迅速に処理することが、被災地の復旧・復興に重要であり、これら災害ごみに備えることが、地域や自治体の課題となっております。

このように、ごみ等に関わる課題は、決して少なくありませんが、本計画は、こうした情勢の変化を踏まえ、今後１０年間の循環型社会形成に向けた市民や事業者、行政の在り方を示すものであります。

結びに、本計画を策定するにあたり、慎重なご審議をいただきました「中央市一般廃棄物処理基本計画」策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆様に深く感謝申し上げ、今後も本計画の実現に向けご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成２９年３月

中央市長　田中　久雄

目 次

第１章　計画策定の趣旨 1

１．計画の背景 1

２．計画の位置づけ 1

３．計画期間と計画区域 3

４．計画の基本方針 3

５．国や県の動向 4

６．国及び県の計画における一般廃棄物に係る数値目標 5

第２章　中央市の概況 6

１．中央市の位置及び地勢 6

２．土地利用 7

３．社会的な特徴 7

４．将来人口の設定 10

第３章　ごみ処理基本計画 11

第１節　ごみの現状と課題 11

１．ごみの処理体制 11

２．ごみの排出量の状況 14

３．ごみ処理の状況 17

４．ごみ処理に係る課題 23

第２節　ごみ処理の基本方針 24

第３節　計画目標の設定 25

１．ごみ排出量と処理状況の将来予測 25

２．数値目標 32

第４節　目標達成のための施策 40

１．生活系ごみの減量・資源化の推進 40

２．事業系ごみの減量・資源化の推進 43

３．適正処理の推進 44

４．市民・事業者・市の取組みと役割分担 46

目 次

第４章　生活排水処理基本計画 47

第１節　生活排水処理の現状と課題 47

１．生活排水処理の状況 47

２．生活排水処理人口 50

３．し尿・汚泥の排出状況 52

４．生活排水処理の課題 55

第２節　生活排水処理計画 56

１．生活排水処理の目標 56

２．生活排水処理の中長期方針 57

資料編 59

中央市一般廃棄物処理基本計画策定委員会名簿 59

第１章　計画策定の趣旨

１．計画の背景

平成 12 年 6 月、国では循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な枠組法である「循環型社会形成推進基本法」を公布し、廃棄物の適正処理に関する廃棄物処理法、再生利用の推進に関する資源有効利用推進法、個別リサイクル法令を整備してきました。本市では、循環型社会の実現を目指し、市民、事業者、行政が一体となってごみの減量化とリサイクルに取り組む社会環境を構築するため、平成 18 年 11 月に「中央市一般廃棄物処理基本計画（第 1 次）」（計画期間、平成 19 年度～平成 28 年度）を策定しました。

国は平成 22 年 12 月、平成 28 年 1 月に廃棄物処理法に基づく基本方針を変更し、環境保全を前提とした循環型社会を形成するため、廃棄物発電の導入、バイオマスの利活用、地域循環圏の構築など廃棄物行政が大きく変化しました。本市でも平成 21 年度から廃食油収集や、再資源化などの取組みを始め、平成 24 年度に「中央市一般廃棄物処理基本計画（第 1 次）」を一部改訂しました。

平成 28 年度は中央市一般廃棄物処理基本計画（第 1 次）の最終年に当たることから、国の基本方針を踏まえ、当市のこれまでの取組みを考慮し、ごみ処理計画及び生活排水処理計画をあわせ「中央市一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）」を策定することとしました。

２．計画の位置づけ

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものです。この計画は、一般廃棄物の処理責任を負う市町村が区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されます。また、基本計画、実施計画のそれぞれにごみに関する部分と生活排水に関する部分があります。

一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済状況、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえたうえで、一般廃棄物処理施設の整備や体制、財源の確保等を検討するなど、現実的かつ具体的な施策を総合的に検討することが求められています。

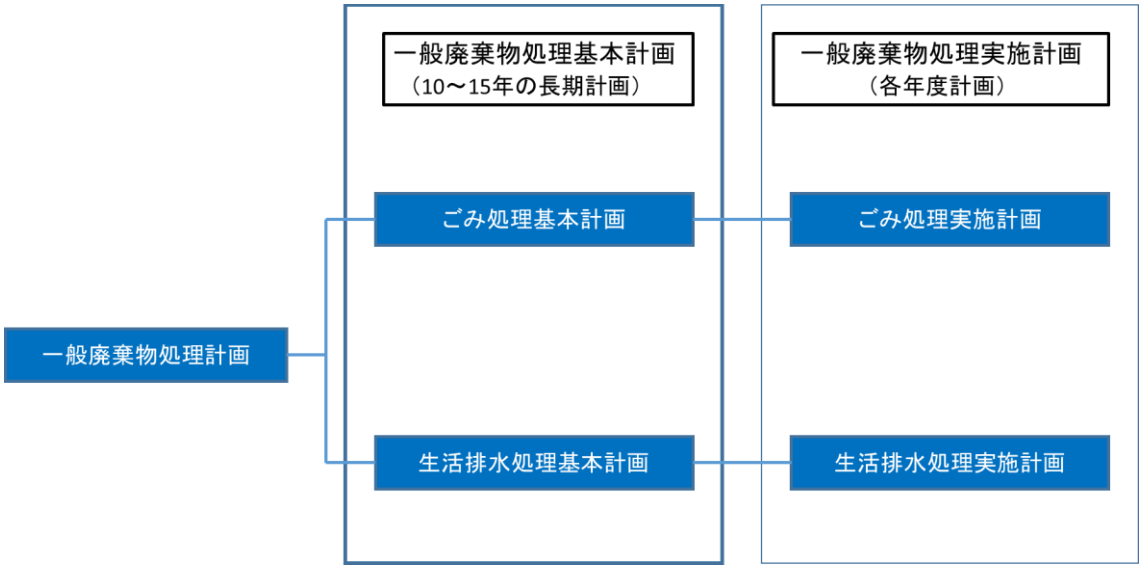

本計画の上位計画として、本市の総合計画、環境基本計画等や国の「循環型社会形成推進基本計画」、県の「第 3 次山梨県廃棄物総合計画」等があります。また、関係法令としては、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法等があります。本計画は、これら上位計画との整合を図り、関係法令を踏まえ、策定するものです。

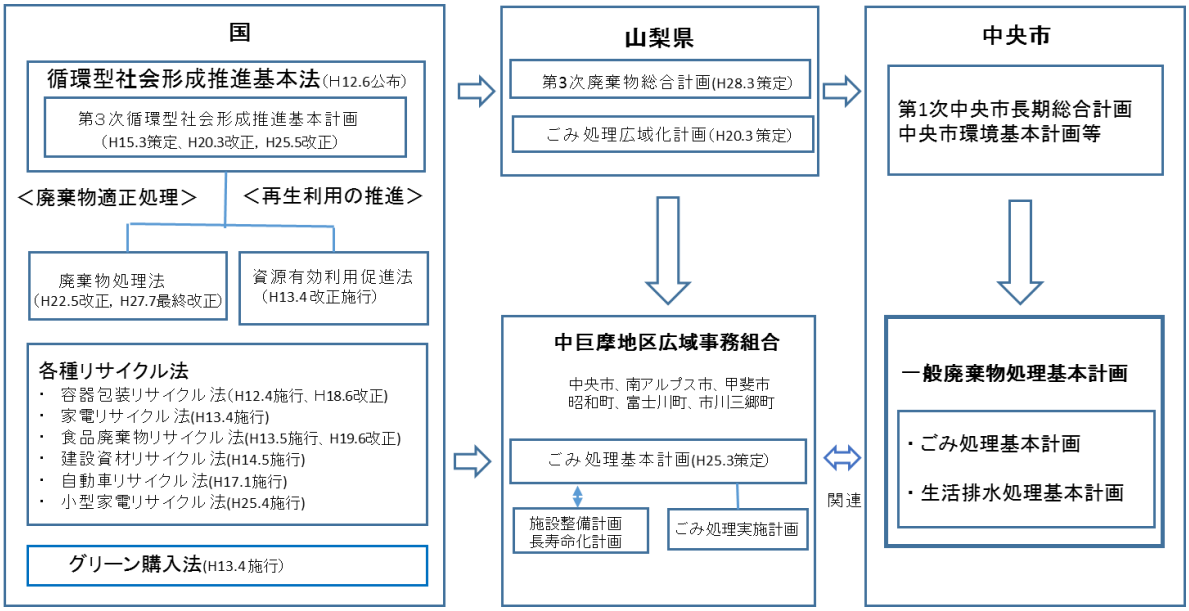

３．計画期間と計画区域

本計画の計画期間は、平成 29 年度を初年度とし、平成 38 年度までの 10 年間とします。

本計画については、国のごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）に準じ、概ね 5 年ごと、または、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

本計画の計画区域は、本市の全域とします。

４．計画の基本方針

（１）ごみ処理基本計画

資源循環を基本とした循環型社会の構築に向け、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を分担し、リデュース、リユース、リサイクルの３Ｒに係る施策を展開します。基本方針は次のとおりです。

○　３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の取組みをさらに推進します。
○　分別を徹底し、適正処理を推進します。
○　効率的な処理体制の整備検討を推進します。
○　災害廃棄物の処理検討を推進します。

（２）生活排水処理基本計画

生活排水処理は、快適な日常生活を営む上で必要であるとともに、河川等の公共用水域の水質保全や地下水の水質保全にとって重要です。このため、本市では、市全域を対象として、公共下水道や農業集落排水施設、合併浄化槽など汚水処理施設の整備を、効率的かつ確実に進めていきます。基本方針は次のとおりです。

○　現在、集合処理として整備済みの区域を中心として、公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽処理の３つの施設整備により、汚水処理を推進します。
○　公共下水道の未整備区域については、事業進捗を図ります。
○　汚水処理対策が必要となるその他の区域では合併浄化槽の整備促進に向け、検討を進めます。
○　コミュニティ・プラント施設を公共下水道に接続します。

５．国や県の動向

平成 12 年に循環型社会形成推進基本法が制定され 16 年が経過しました。その間、廃棄物に関する各種法令の整備、３Ｒの推進等の取組みが実施されてきました。近年の取組みは以下の通りです。

○　廃棄物の適正処理

：廃棄物処理法では数次にわたる改正があり、平成 27 年には災害廃棄物が位置づけられ、災害により生じた廃棄物処理に係る基本理念の明確化、国、地方公共団体、事業者等の連携・協力の責務の明確化、非常災害時の一般廃棄物処理施設の設置、既存の産業廃棄物処理施設の活用に係る手続きの簡素化などの改正が行われました。

平成 28 年には、廃棄物処理法に基づく基本方針が変更され、平成 32 年度を目標年度とした廃棄物の減量化の目標量の設定、廃棄物の減量・適正な処理の基本方向としては廃棄物排出抑制（リデュース）、不法投棄・不適切処理の抑制、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収の順に循環利用を徹底すること、災害廃棄物についても可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保することを基本とするなどの改正が行われました。

○　リサイクルの推進

：平成 25 年 4 月から小型家電リサイクル法が施行され、家庭の電気や電池で動く、パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機など幅広い小型家電が対象となり、認定リサイクル事業者が分解・破砕・選別し、金属精錬事業者が有用金属に再生するといったリサイクルが推進されています。

平成 27 年 7 月には食品リサイクル法に基づく新たな基本方針が公表され、食品関連事業者、消費者、地方公共団体、国は食品ロスの削減に努めることとされました。消費者については食品ロスの実態の認識、賞味期限等の理解、食品ロスの削減に資する購買行動、食べ切り・使い切り、外食における適量な注文、食べ残しの削減等の取組を通じ、食品ロスの削減に努めることとしています。

第３次循環型社会形成推進計画（平成 25 年５月）では、３Ｒの推進に当たっては、再生利用（リサイクル）に先立ち、廃棄物排出抑制（リデュース）と再使用（リユース）を可能な限り推進することを基本にし、循環型社会の形成を実行していくこととしています。

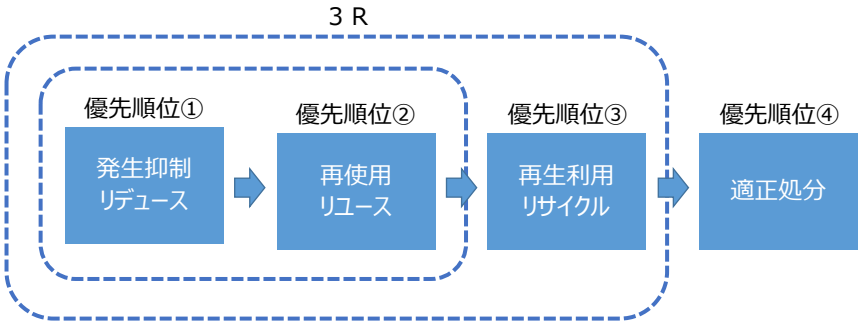

６．国及び県の計画における一般廃棄物に係る数値目標

国及び県のごみの削減量などの数値目標は次の通りです。

区分	国 第３次循環型社会形成推進基本計画 （平成 25 年５月策定）	山梨県 第３次山梨県廃棄物総合計画 （平成 28 年３月策定）
目標年	平成 32 年度	平成 32 年度
基準年	平成 12 年度	平成 25 年度
減量化	１人１日当たりごみ排出量（直接搬入、集団回収を加えた事業系を含む） ：25%減 １人１日当たり家庭ごみ量 （集団回収、資源ごみを除く） ：25%減	生活系、事業系、集団回収ごみ ：10.6%削減 生活系ごみ ：11.3%削減
リサイクル率		23%（基準年から＋6.4 ポイント）
最終処分量	1,700 万ｔ（概ね 70%削減）	23 千ｔ（基準年から 25.8%削減）

第２章　中央市の概況

１．中央市の位置及び地勢

本市は、山梨県の中央部に位置しています。釜無川により形成された沖積平野の地域と御坂山系からなる山間地域の、地理的特性を有する二つの地域があり、両地域は笛吹川によって隔てられています。沖積平野地域は田富、玉穂の２地区が笛吹川と釜無川に挟まれた形で位置しており、山間地域は豊富地区となっています。

市の面積は、玉穂地区、田富地区、豊富地区を合わせて合計 31.69ｋ㎡となります。

中央市位置図

2．土地利用

本市の土地利用をみると、平成 22 年現在、農用地が 27.1%、ついで宅地が 20.7%、森林が 17.2%、その他（レクリエーション施設等）が 19.5%であり、山梨県全体と比較すると、森林の割合は著しく低く、農用地、宅地の占める割合が高くなっており、居住や産業に利活用されている平坦地が多いことが本市の特徴となっています。総面積に対する可住地面積の割合は 82.65%と県内全自治体で第 2 位となっています。

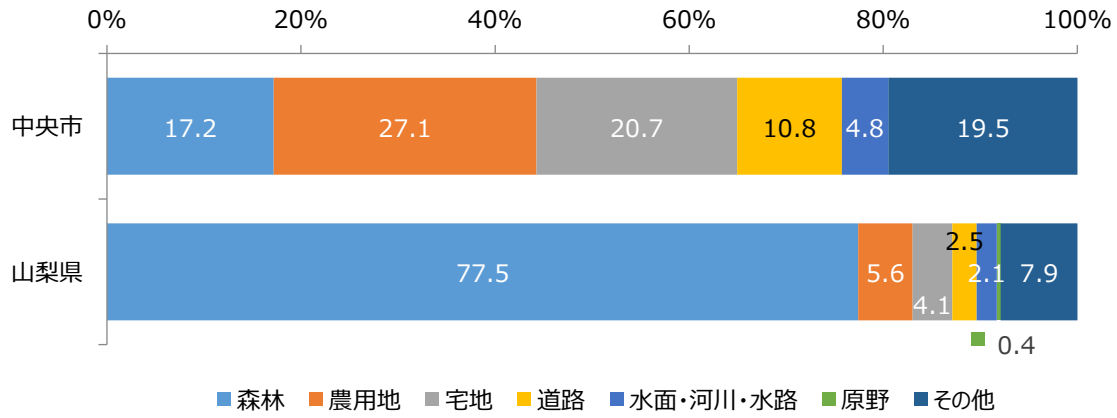

出典：平成 22 年土地利用現状調査

※本計画書において、各項目の構成比は小数点第二位を四捨五入しているため、各項目の合計が 100%にならない場合があります。

3．社会的な特徴

（1）人口動態

本市の人口は、昭和 40 年代に入り、甲府市中心部に近く交通の利便性が高いこともあって、田富・玉穂地区で住宅用地の開発が相次いで始まり、甲府のベッドタウンとして急速に拡大しました。しかしながら、平成 17 年（2005 年）の 31,650 人をピークに減少に転じ、減少傾向が続き、平成 27 年 10 月 1 日現在、本市の総人口は 31,124 人（国勢調査）となっています。

3 地区別でみると、豊富地区の人口は平成 12 年をピークとして、田富地区では平成 17 年をピークとして減少しているに対し、玉穂地区では微増となっています。

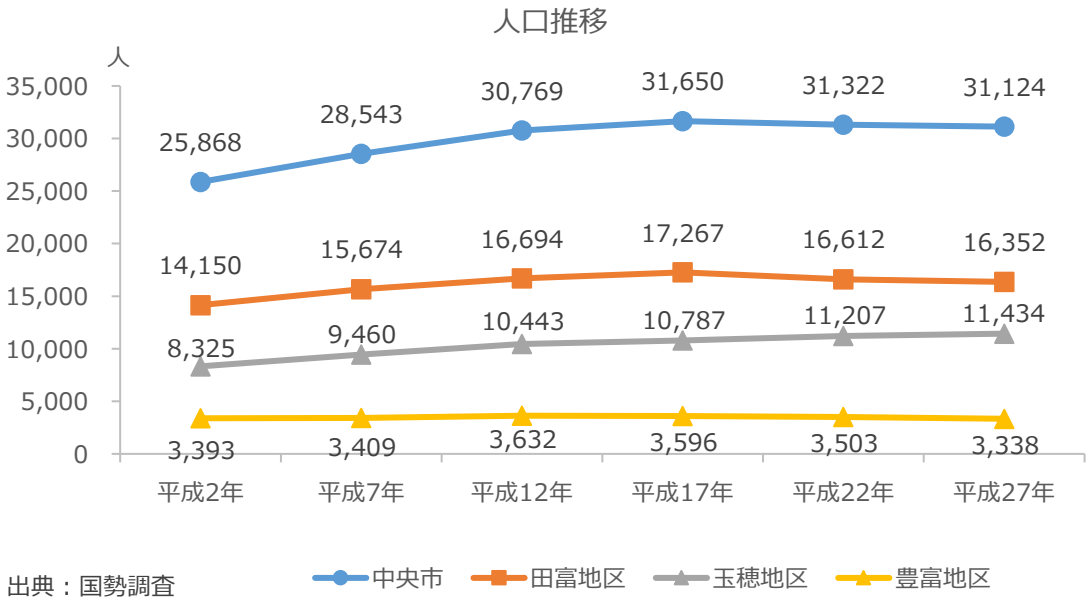

出典：国勢調査

（2）産業別就業人口

本市の産業別就業人口の構成比の推移をみると、第 3 次産業が増加する一方で第 1 次産業は減少傾向にあります。また、第 2 次産業は平成 7 年までは増加しましたが、その後は減少に転じています。なお、平成 22 年の県全体の構成比をみると、第 1 次産業 7.4%、第 2 次産業 29.1%、第 3 次産業 63.5%であり、本市では第 2 次産業が 4.2 ポイント高く、第 3 次産業が 4.2 ポイント低くなっていることが特徴的です。

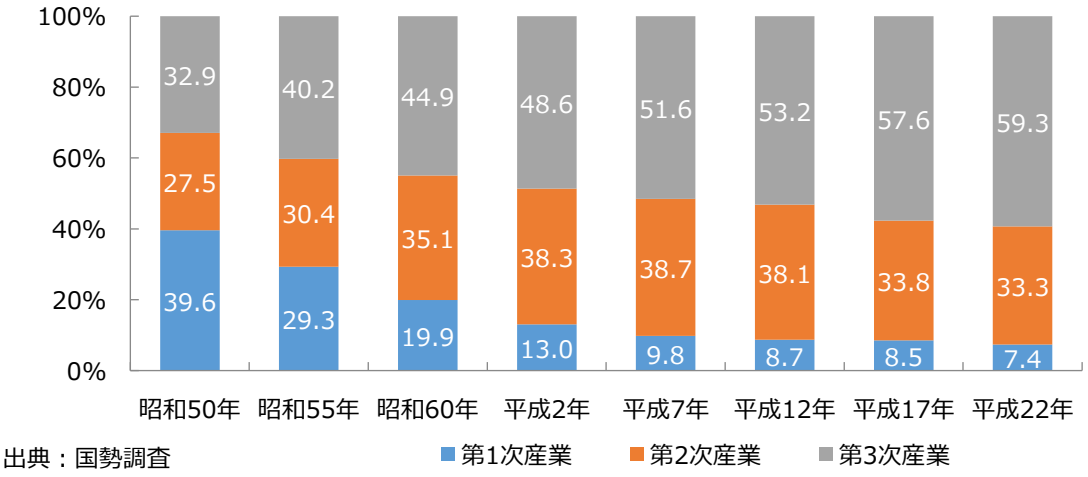

出典：国勢調査

（３）事業所等の推移

事業所数は平成 21 年から減少し、平成 24 年から増加しています。しかし、平成 26 年の事業所数は 1,436 と平成 21 年（1,489）から 3.6%減少しています。

平成 21 年と平成 26 年の間、緩やかな減少傾向の中、医療・福祉、教育・学習支援などが増加していることから、人口減少や少子高齢化の影響がうかがえます。

○中央市事業所数の推移

	平成 21 年 統計値/2009	平成 22 年 推計値/2010	平成 23 年 推計値/2011	平成 24 年 統計値/2012	平成 25 年 推計値/2013	平成 26 年 統計値/2014
農林漁業	9	8	8	7	10	13
鉱業	1	1	1	1	1	0
建設業	152	148	145	141	135	129
製造業	125	120	115	110	115	119
電気ガス熱供給水道業	0	0	0	0	1	2
情報通信業	12	11	10	9	9	8
運輸業	63	63	63	63	61	58
卸売・小売業	420	407	394	381	383	385
金融・保険業	16	17	17	18	18	17
不動産業	157	153	149	145	147	149
学術研究、専門・技術サービス業	37	38	39	40	41	42
飲食店・宿泊業	153	150	146	143	140	137
生活関連サービス業、娯楽業	121	119	117	115	116	117
医療・福祉	71	70	69	68	82	95
教育・学習支援業	39	39	39	39	46	52
複合サービス事業	11	11	10	10	12	13
その他サービス業	102	100	97	95	98	100
事業所合計	1,489	1,454	1,420	1,385	1,411	1,436

出典：経済センサス（H21 、H24 、H26 は統計値、その他の年度は推計値である）

雇用者数は平成 21 年から減少し、平成 24 年から増加しています。しかし、平成 26 年の雇用者数は 17,136 と平成 21 年（17,360）から 1.3%減少しています。

平成 21 年と平成 26 年の間、緩やかな減少傾向の中、医療・福祉、サービス業の伸びが顕著であることが特徴です。

○中央市雇用者数の推移

	平成 21 年 統計値/2009	平成 22 年 推計値/2010	平成 23 年 推計値/2011	平成 24 年 統計値/2012	平成 25 年 推計値/2013	平成 26 年 統計値/2014
農林漁業	121	119	116	114	153	192
鉱業	7	8	8	9	5	0
建設業	836	800	764	728	703	678
製造業	3,900	3,846	3,792	3,738	3,721	3,704
電気ガス熱供給水道業	0	0	0	0	6	12
情報通信業	82	81	79	78	84	90
運輸業	1,585	1,551	1,518	1,484	1,356	1,227
卸売・小売業	4,998	4,815	4,632	4,449	4,379	4,309
金融・保険業	127	134	141	148	135	121
不動産業	293	289	285	281	280	279
学術研究、専門・技術サービス業	173	182	191	200	207	214
飲食店・宿泊業	1,184	1,237	1,290	1,343	1,147	951
生活関連サービス業、娯楽業	551	495	440	384	394	404
医療・福祉	1,722	1,750	1,779	1,807	1,972	2,137
教育・学習支援業	959	937	916	894	1,094	1,293
複合サービス事業	102	94	86	78	144	210
その他サービス業	720	728	736	744	1,030	1,315
雇用者数合計	17,360	17,066	16,773	16,479	16,808	17,136

出典：経済センサス（H21 、H24 、H26 は統計値、その他の年度は推計値である）

４．将来人口の設定

本市の将来人口については、「中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の中で市は様々な推計を行っています。市は様々な施策を実施することで、人口減少に歯止めをかけることとし、将来人口を設定しています。本計画では、人口ビジョンに準拠して計画人口を設定します。

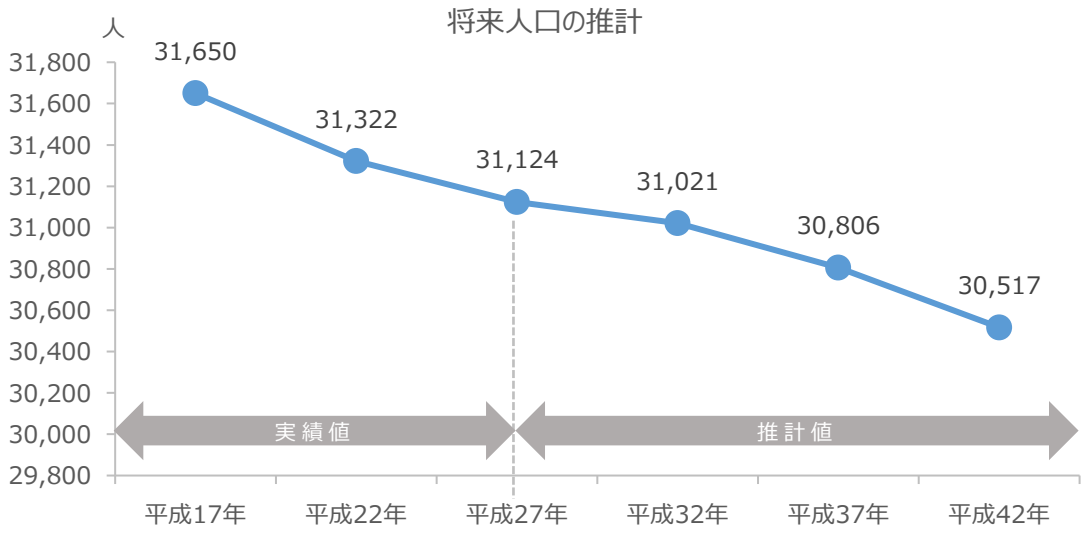

出典：国勢調査（実績値）、「中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（推計値）

第３章　ごみ処理基本計画

第１節　ごみの現状と課題

１．ごみの処理体制

（１）ごみの分別･収集

本市では、一般家庭から排出されるごみ（以下、「生活系ごみ」という。）について、以下のとおり分別して収集しています。

（田富地区･玉穂地区）

一般ごみ	可燃ごみ	生ごみ、紙おむつ、汚れた紙類、衣類、革･ゴム製品、木屑、プラマークの無いプラスチック製品など	週３回収集
	不燃ごみ	せともの、ガラス、化粧びん、缶、スプレー缶、なべ、鏡、カミソリ、植木鉢、電球、ナイフ、針など	月２回収集
	粗大ごみ	木製家具類（タンス、こたつ、机、食器棚など）、寝具類（布団、毛布、じゅうたん、カーペットなど）、自転車、一輪車、ゴルフクラブ、ミシンなど	年４回収集
資源ごみ	缶類	アルミ缶	月１回収集
		スチール缶	
	ペットボトル		
	ビン類	茶色びん	
		無色びん	
		その他びん	
	その他プラスチック	パック･カップ類、プラスチック製ボトル、ポリ袋･ラップ類･トレイ類、緩衝材類、包装用発泡スチロール、卵パックなど	
	紙類	新聞、本（雑誌、単行本、辞書など）、チラシ、ダンボール、紙パック、ミックス紙	
	廃食油		
	蛍光灯		
	乾電池		
	小型家電	家電４品目にあてはまらない電化製品（パソコン、スマートフォン、掃除機、扇風機、ビデオデッキ、電子レンジなど）	年３回収集
	プリンタ使用済みインクカートリッジ		随時収集

（豊富地区）

一般ごみ	可燃ごみ	紙類、衣類、革製品、ゴム製品、木屑、プラマークの無いプラスチック製品など	週２回収集
	不燃ごみ	空き缶、空きびん、ガラス、セトモノ、金属類など	月２回収集
	粗大ごみ	木製家具類（タンス、こたつ、机、食器棚など）、寝具類（布団、毛布、じゅうたん、カーペットなど）、自転車、一輪車、ゴルフクラブ、ミシンなど	年３回収集
資源ごみ	ペットボトル		月２回収集
	その他プラスチック	パック･カップ類、プラスチック製ボトル、ポリ袋･ラップ類･トレイ類、緩衝材類、包装用発泡スチロール、卵パックなど	
	紙類	新聞、本（雑誌、単行本、辞書など）、チラシ、ダンボール、紙パック、ミックス紙	
	廃食油		
	蛍光灯		
	乾電池		
	小型家電	家電４品目にあてはまらない電化製品（パソコン、スマートフォン、掃除機、扇風機、ビデオデッキ、電子レンジなど）	年３回収集
	プリンタ使用済みインクカートリッジ		随時収集
	生ごみ		週２回収集

（２）ごみ処理の体系

本市では、田富・玉穂地区及び豊富地区について、それぞれ以下のとおり処理しています。

【田富・玉穂地区】

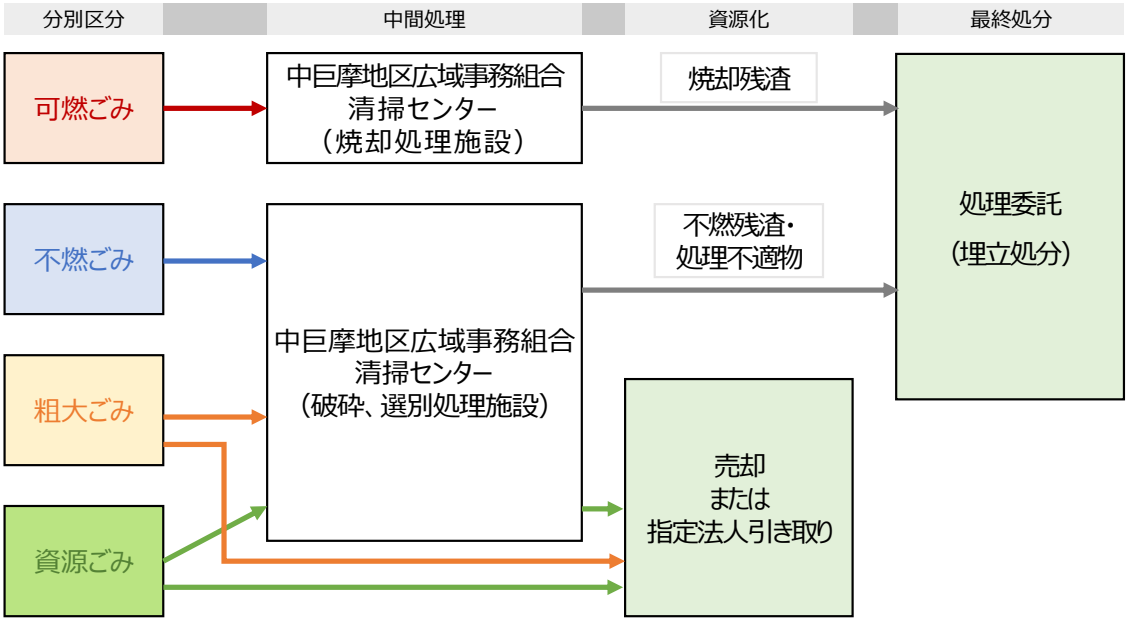

【豊富地区】

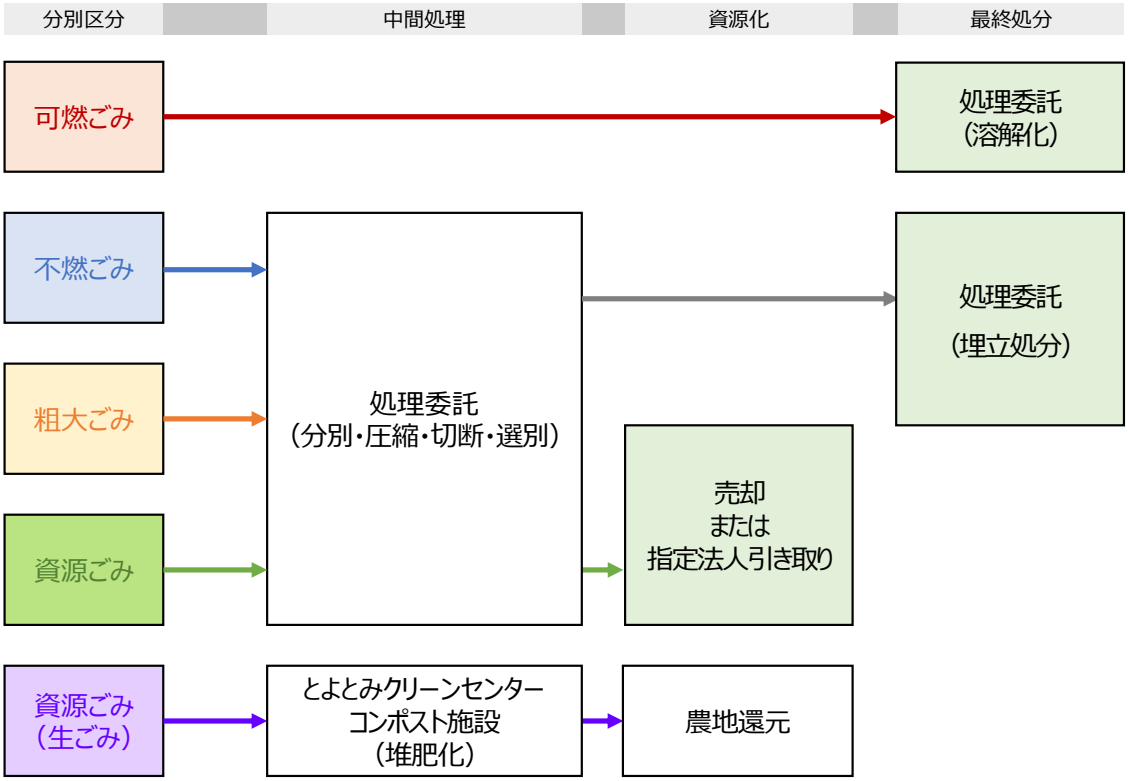

（３）ごみ処理施設の概要

本市の田富地区・玉穂地区から排出されるごみの中間処理は、中巨摩広域事務組合において処理されています。

広域事務組合では、ごみ、し尿等の共同処理を行っています。

また、豊富地区から排出されるごみについては、民間事業者に中間処理等を委託しています。

○広域事務組合について

名称	中巨摩地区広域事務組合
設立	昭和 50 年 11 月 1 日（昭和 60 年 4 月 1 日複合事務組合化）
構成団体	中央市、南アルプス市、甲斐市、昭和町、富士川町、市川三郷町

○中巨摩地区広域事務組合清掃センターについて

名称	中巨摩地区広域事務組合清掃センター	
所在地	山梨県中央市一町畑 1189 番地	
焼却施設	処理方式	全連続燃焼式焼却炉
	処理能力	270t/日（90t/24h×3 炉）
	建設年度	竣工　平成 9 年 2 月
	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
	燃焼設備	ストーカ式
	燃焼ガス冷却設備	水噴射式
	排ガス処理施設	乾式有害ガス除去装置＋バグフィルタ
	余熱利用設備	温水発生器（場内給湯、場外余熱利用施設への暖房用熱源）
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	ピットアンドクレーン方式
	排水処理設備	ごみ汚水：炉内噴霧
		その他排水：循環再利用方式
粗大ごみ処理施設	処理方式	破砕選別方式（４種選別）
	処理能力	40t／5h
	建設年度	竣工　昭和 62 年 10 月
	受入・供給施設	直投式（受入れホッパ）
	破砕設備	回転式破砕機
	選別設備	磁力式選別、慣性選別機、アルミ選別機、振動選別機
	搬送設備	ベルトコンベヤ
	集じん設備	サイクロン、バグフィルタ
	貯留・搬出設備	貯留ホッパ

２．ごみの排出量の状況

（１）ごみ排出量の推移

本市におけるごみ種類別の排出量は以下のとおりです。平成 23 年度以降ごみの総排出量は減少傾向にありましたが、平成 27 年度に増加に転じました。

ごみ種別でみると、可燃ごみの排出量が最も多く、総排出量に占める可燃ごみの割合は 80%強を占めています。次いで資源ごみが 11%～12%を占めています。

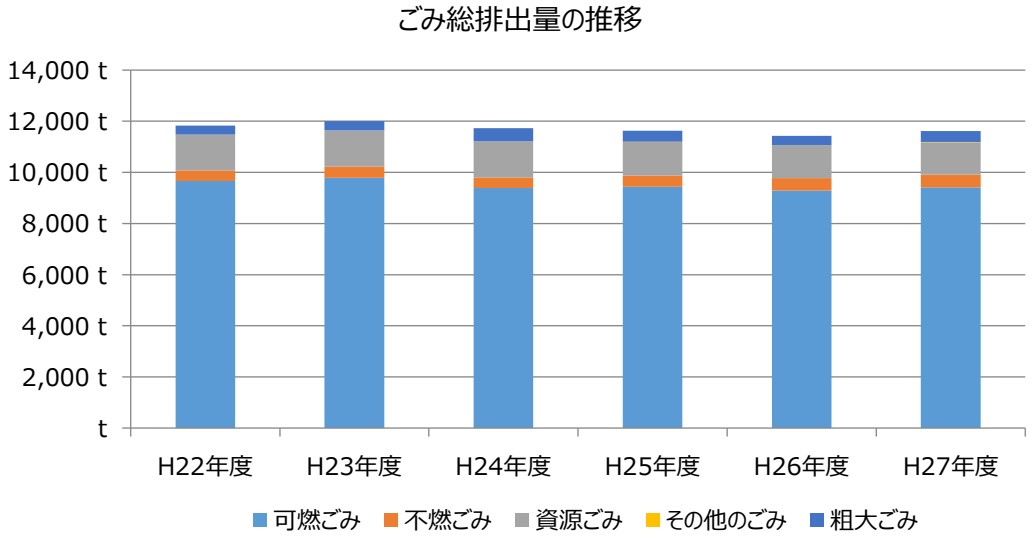

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
可燃ごみ	9,666 t	9,787 t	9,390 t	9,439 t	9,292 t	9,416 t
不燃ごみ	408 t	439 t	412 t	435 t	478 t	500 t
資源ごみ	1,408 t	1,418 t	1,419 t	1,327 t	1,275 t	1,265 t
その他のごみ	–	–	–	8 t	7 t	7 t
粗大ごみ	349 t	360 t	510 t	415 t	379 t	431 t
ごみ総排出量	11,831 t	12,004 t	11,731 t	11,624 t	11,431 t	11,619 t

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

（２）生活系ごみと事業系ごみの排出量

ごみ総排出量に占める生活系ごみの割合は、72%～76%です。

生活系ごみはわずかながら増減を繰り返し、全体としては増加傾向にあります。一方で事業系ごみは減少傾向にあります。

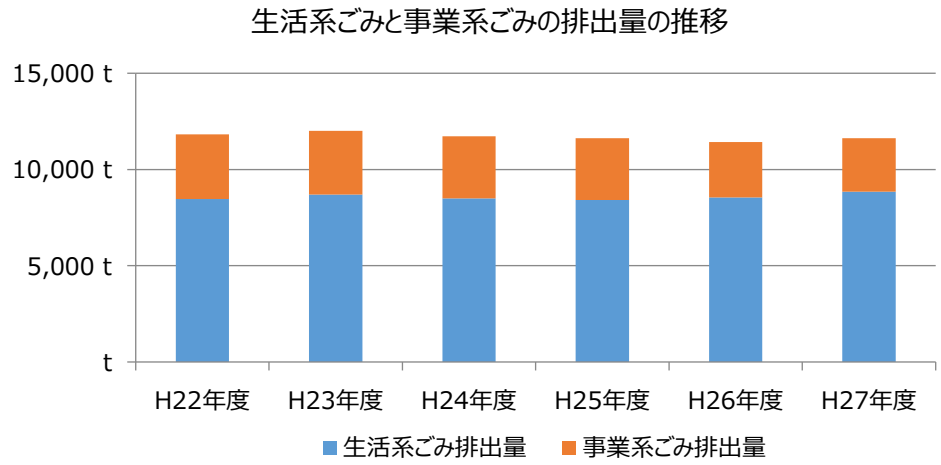

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
生活系ごみ排出量	8,463 t	8,704 t	8,500 t	8,413 t	8,545 t	8,848 t
事業系ごみ排出量	3,368 t	3,300 t	3,231 t	3,211 t	2,886 t	2,771 t
合計	11,831 t	12,004 t	11,731 t	11,624 t	11,431 t	11,619 t

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

（３） １人１日当たりの生活系ごみの排出量

本市の人口１人１日当たりの生活系ごみ排出量は以下に示すように、全国平均及び県平均と比較して高い値で推移しています。

本市の１人１日当たりの生活系ごみ排出量は全国平均、山梨県平均に比較すると、平成 26 年度では、それぞれ 136ｇ、56ｇ多くなっています。

生活系ごみの中では、可燃ごみと不燃ごみが増加傾向を示すのに対し、資源ごみが減少しています。

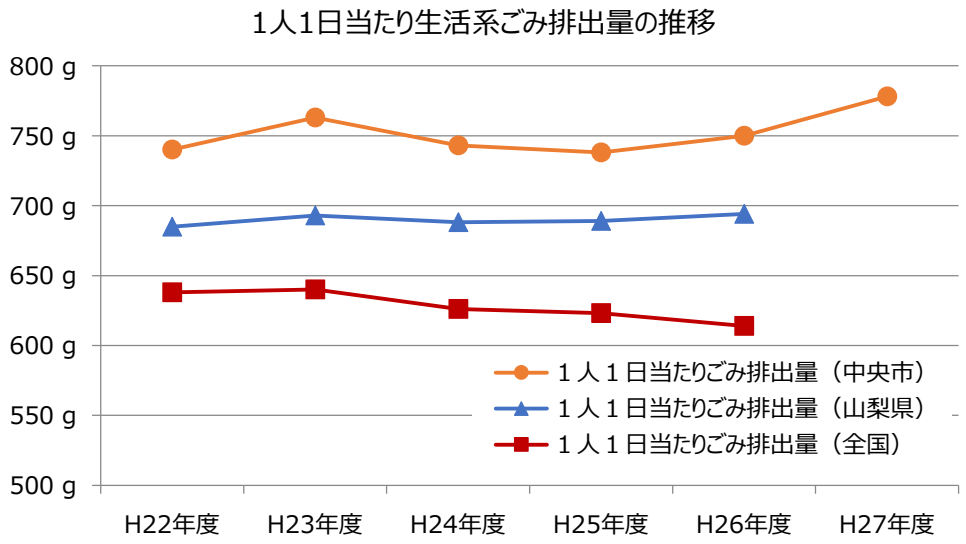

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
１人１日当たり生活系ごみ排出量（中央市）	740 g	763 g	743 g	738 g	750 g	778 g
可燃ごみ	551 g	569 g	539 g	547 g	562 g	585 g
不燃ごみ	35 g	38 g	36 g	38 g	42 g	44 g
資源ごみ	123 g	124 g	124 g	116 g	112 g	111 g
粗大ごみ他	31 g	32 g	45 g	37 g	34 g	38 g
１人１日当たり生活系ごみ排出量（山梨県）	685 g	693 g	688 g	689 g	694 g	－
１人１日当たり生活系ごみ排出量（全国）	638 g	640 g	626 g	623 g	614 g	－

※生活系ごみ排出量÷人口÷日数
出典：一般廃棄物処理事業実態調査

3．ごみ処理の状況

（1）中間処理

1）中間処理量

本市においては、田富・玉穂地区で収集されたごみは中巨摩地区広域事務組合清掃センターの焼却施設や破砕・選別処理施設で処理されています。

焼却施設では可燃ごみと破砕可燃物の焼却処理を行い、破砕・選別処理施設では不燃ごみと粗大ごみの破砕処理と資源物の選別を行っています。また、豊富地区の収集ごみは事業者に処理委託されています。

中巨摩地区広域事務組合清掃センター及び豊富地区の中間処理量は以下の通りです。

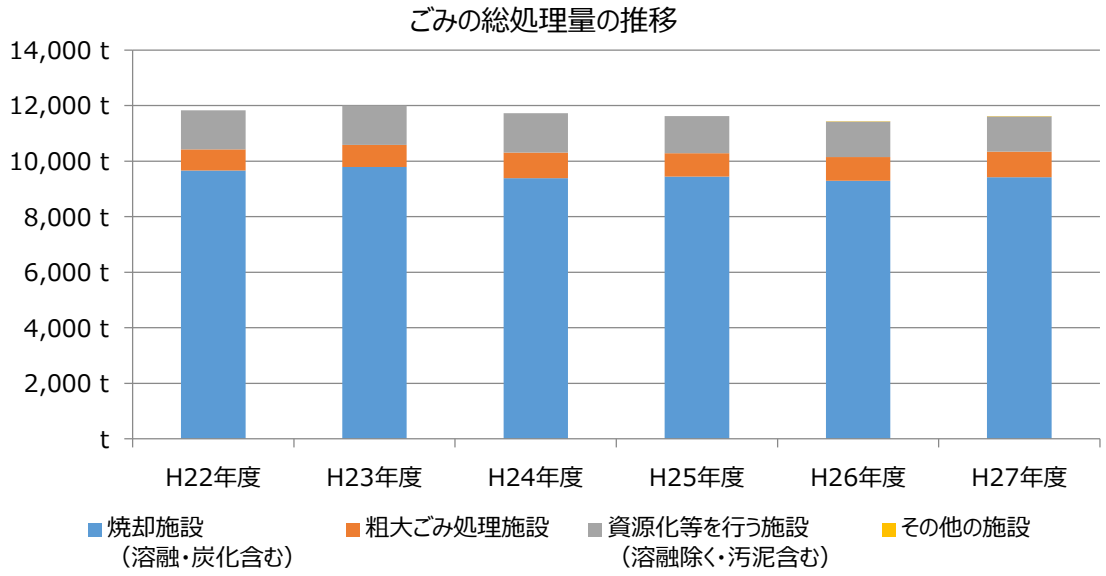

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
焼却施設（溶融・炭化を含む）	9,666 t	9,787 t	9,390 t	9,439 t	9,292 t	9,416 t
粗大ごみ処理施設	757 t	799 t	922 t	850 t	857 t	931 t
資源化等を行う施設（溶融除く・汚泥含む）	1,408 t	1,418 t	1,419 t	1,335 t	1,275 t	1,265 t
その他の施設	–	–	–	–	7 t	7 t
ごみ総排出量	11,831 t	12,004 t	11,731 t	11,624 t	11,431 t	11,619 t

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

２）中間処理（焼却処分）におけるごみの成分

中巨摩地区広域事務組合清掃センターにて焼却処分を行ったごみの成分分析の結果は以下に示すように、水分が 43%～48%を占めています。

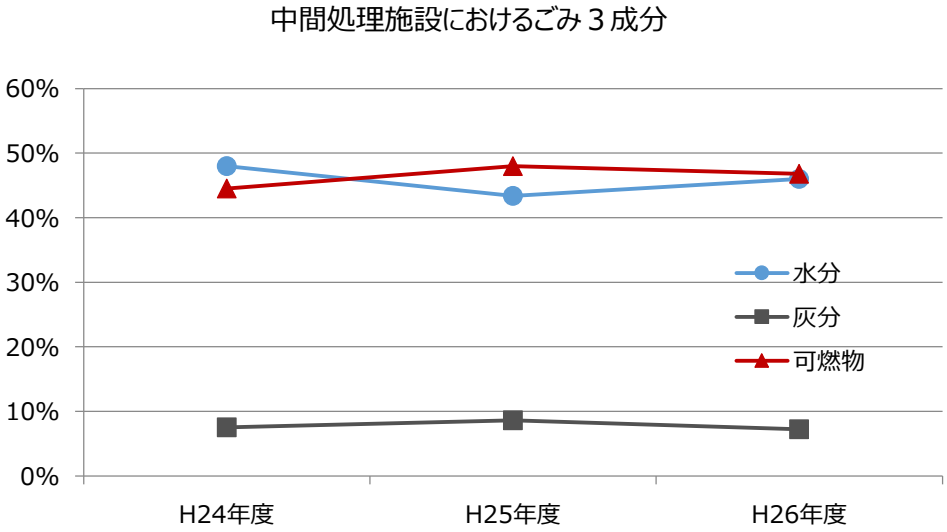

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
水　分	48.0%	43.4%	46.0%
灰　分	7.5%	8.6%	7.2%
可燃物	44.5%	48.0%	46.8%

※中巨摩広域事務組合清掃センター搬入可燃ごみの組成
※値は年４回実施した分析結果の平均値

（2）最終処分

ごみの最終処分は事業者に委託され、埋め立て処分されています。

ごみの最終処分量の推移については図に示すように、増減があるものの概ね減少傾向にあります。

最終処分率については、図のように、ほぼ横ばいで推移してきましたが、平成 27 年度に大きく減少しています。また、全国や山梨県平均と比べて、ほぼ同等の処分率となっています。

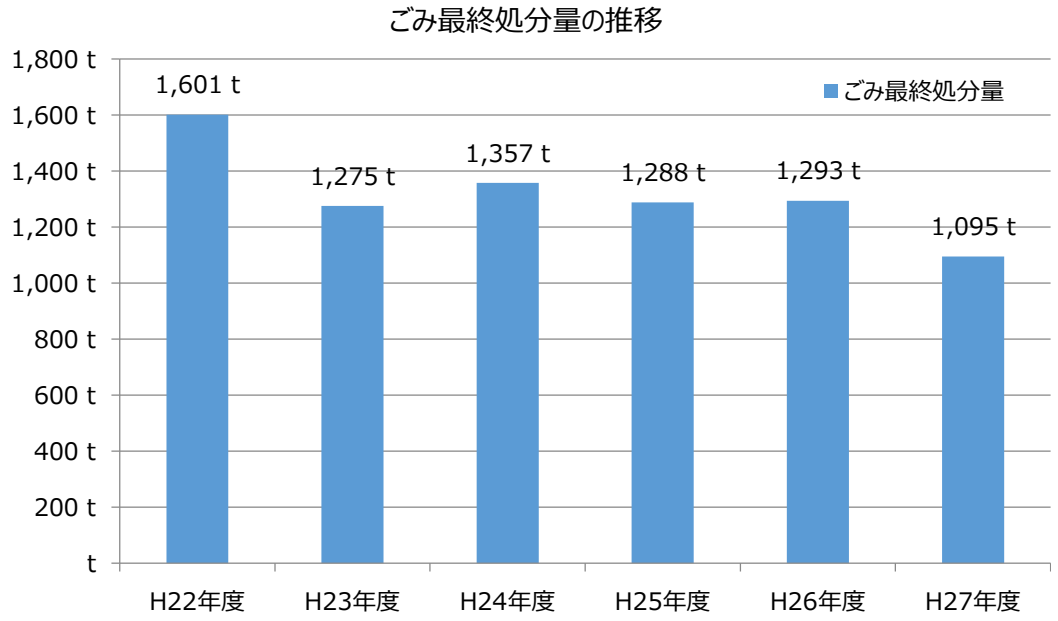

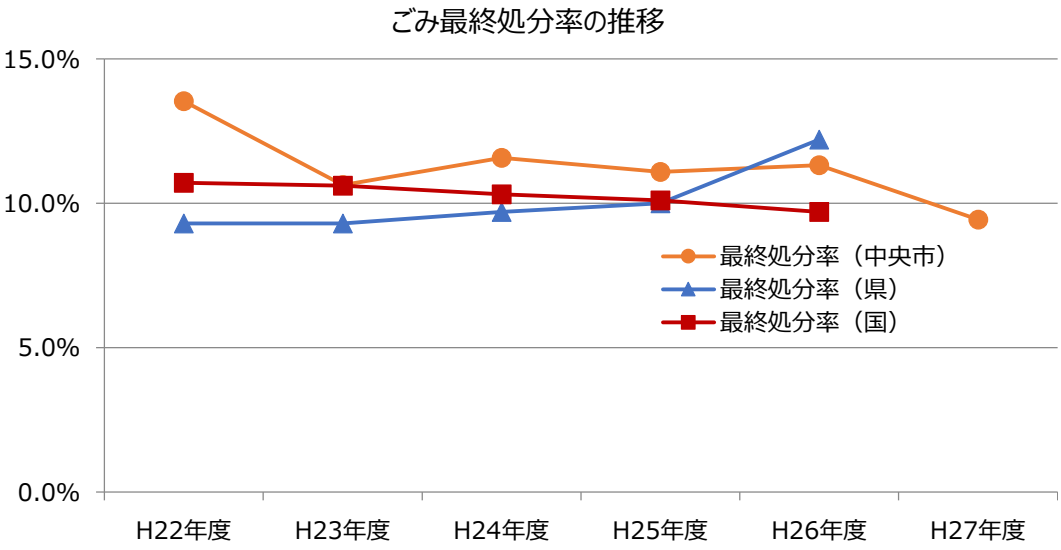

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
ごみ最終処分量	1,601 t	1,275 t	1,357 t	1,288 t	1,293 t	1,095 t
ごみ総排出量	11,831 t	12,004 t	11,731 t	11,624 t	11,431 t	11,619 t
最終処分率（中央市）	13.5%	10.6%	11.6%	11.1%	11.3%	9.4%
最終処分率（県）	9.3%	9.3%	9.7%	10.0%	12.2%	–
最終処分率（国）	10.7%	10.6%	10.3%	10.1%	9.7%	–

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

（３）ごみの再生利用

田富・玉穂地区で収集された資源ごみ、中間処理施設で破砕選別された不燃ごみ、粗大ごみの一部は資源として再生利用されています。また、豊富地区ではとよとみクリーンセンターで生ごみを堆肥化して再生利用することも行われています。

平成 27 年度の資源化量は図に示すように 1, 409 t となっています。

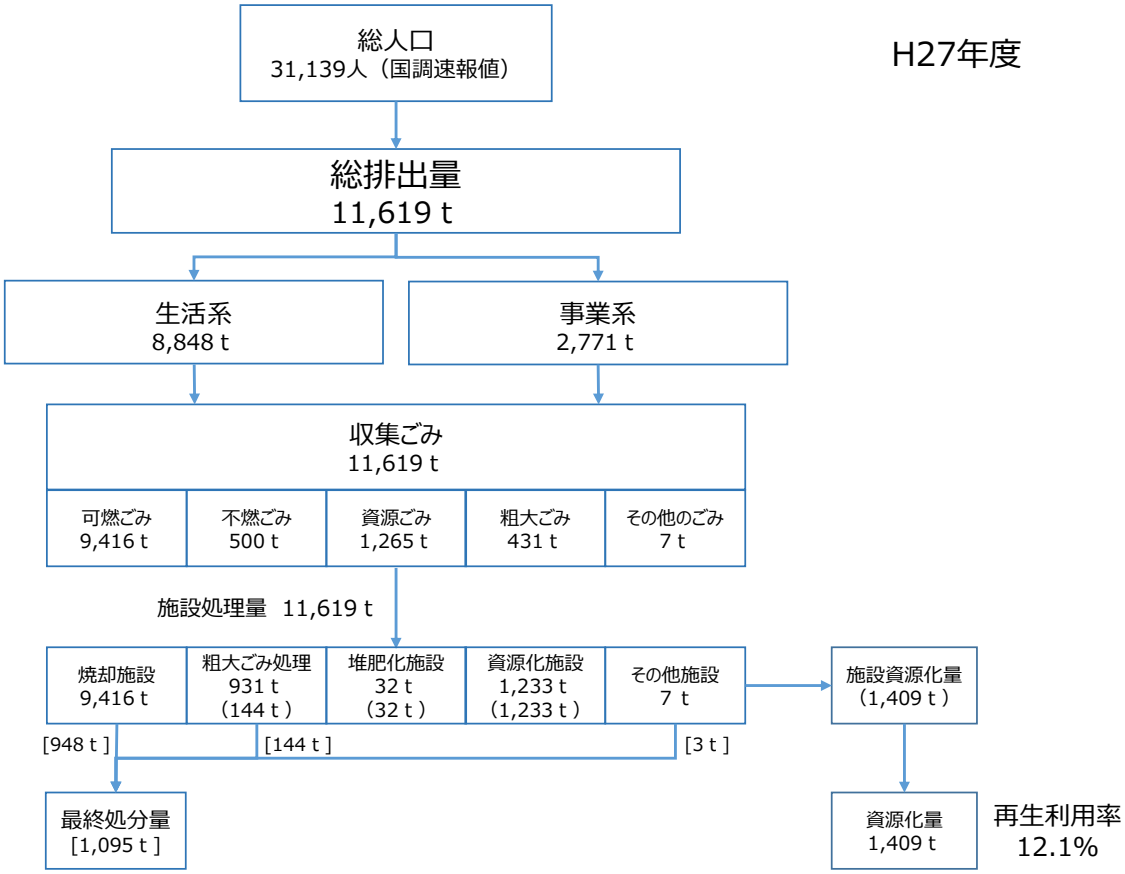

※(　)内は資源化量、[　　]内は最終処分量を示す

本市のごみの再生利用率は図に示すように、全国平均及び山梨県平均と比較すると、平成26年度では全国平均が20.6%、山梨県平均が16.8%であるのに対し、本市は12.2%と極めて低く、ごみの資源化が本市の課題です。

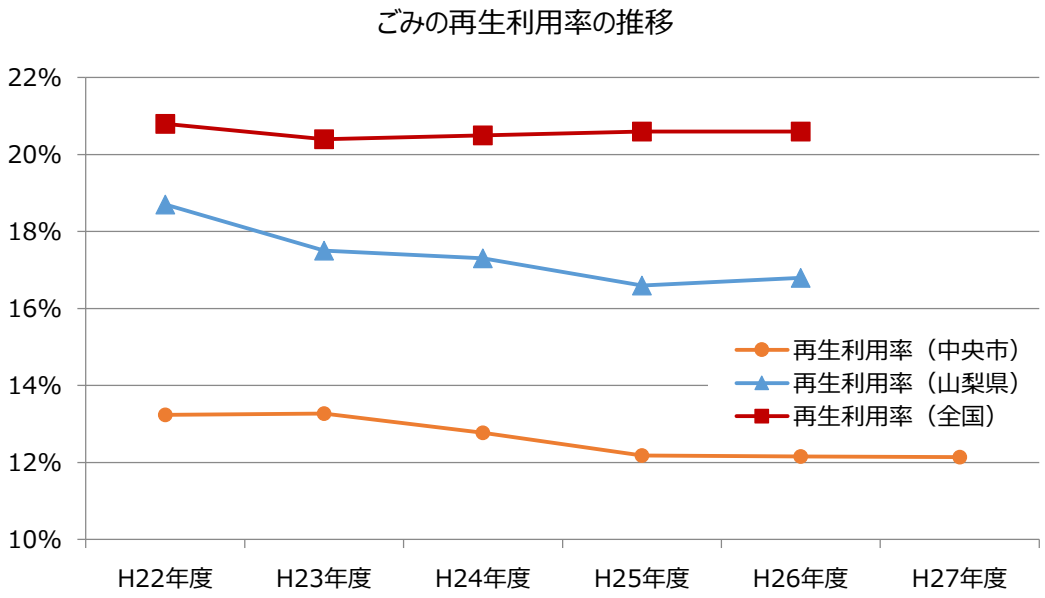

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
ごみ総処理量	11,831 t	12,004 t	11,731 t	11,624 t	11,431 t	11,619 t
資源化量	1,566 t	1,593 t	1,498 t	1,416 t	1,389 t	1,409t
再生利用率（中央市）	13.2%	13.3%	12.8%	12.2%	12.2%	12.1%
再生利用率（山梨県）	18.7%	17.5%	17.3%	16.6%	16.8%	–
再生利用率（全国）	20.8%	20.4%	20.5%	20.6%	20.6%	–

※再生利用率：資源化量÷ごみ総処理量
出典：一般廃棄物処理事業実態調査

（４）ごみ処理経費

１人当たりのごみ処理経費（建設・改良費を除く、処理及び維持管理経費）の推移については以下のとおりです。

全国平均、山梨県平均に比べ処理経費は低い状況ですが、近年上昇傾向にあります。

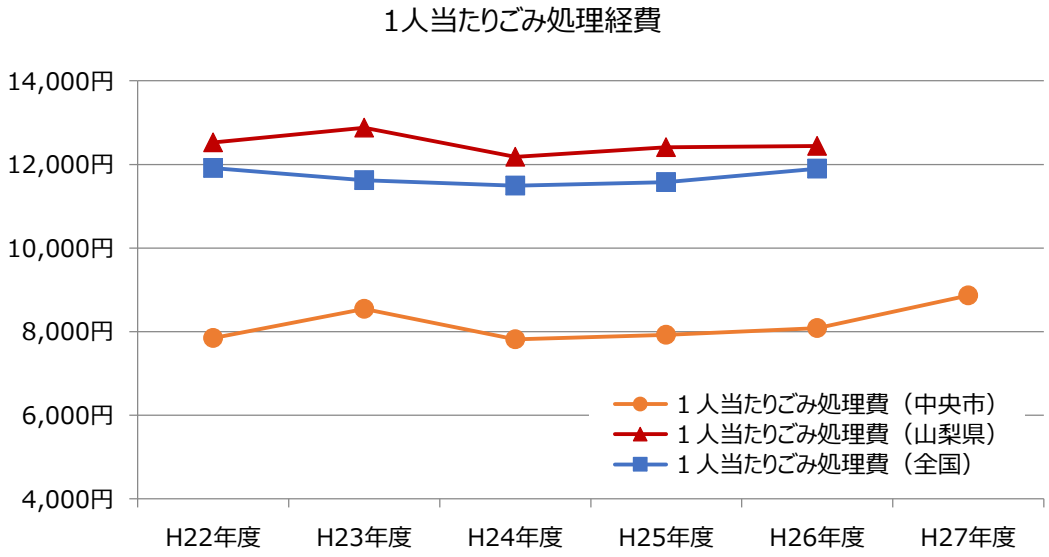

※ 中央市は組合分担金を含んだ数値
出典：一般廃棄物処理事業実態調査

４．ごみ処理に係る課題

（１）生活系ごみの減量化

ごみ総排出量は、平成 23 年から減少傾向を示していますが、事業系ごみが明らかに減少傾向にある一方で、生活系ごみは増減を繰り返しながら、全体として逓増傾向がみられます。

１人１日当たりの生活系ごみは全国平均や山梨県平均に比べ、高い値を示しており、中でも可燃ごみ、不燃ごみが増加する一方、資源ごみが減少する傾向がみられます。生活系ごみの 75%は可燃ごみで、その多くは生ごみと紙類であることを考慮し、生ごみの減量化及び紙類の資源化に取り組むことが求められます。

（２）資源化

本市の再生利用率は全国平均や県平均に比べて明らかに低く、また近年は逓減傾向を示しています。市民、事業所、行政の各主体が資源化に向けた取組に責務を果たす必要があります。

そのために、現状で可燃ごみ、不燃ごみとして廃棄されている中に含まれる、紙類、その他プラなどの資源物について分別の徹底を推進し、資源ごみとしての回収量を増加させる必要があります。これにより、可燃ごみと不燃ごみの減量化が図れます。

また、本市ではとよとみクリーンセンターコンポスト施設で生ごみの堆肥化など先進的な試みが行われています。こうした活動の普及を図ることも重要です。

（３）処理体制

本市は３町村合併によって誕生したため、旧町村で実施されていたごみ処理体制を継承し、収集・運搬、中間処理、最終処分を実施しております。１人当たりのごみ処理経費は全国平均、県平均の 70%弱ですが、近年は上昇傾向にあります。

田富・玉穂地区の中間処理は中巨摩地区広域事務組合清掃センター、豊富地区では処理委託として実施していますが、将来的にはより効率的な処理体制を検討する必要があります。

また、中巨摩地区広域事務組合清掃センターの焼却施設についても、高効率発電設備の導入等によりごみ処理経費の削減についても検討する必要があります。

第２節　ごみ処理の基本方針

現在の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムは、便利で豊かな生活を可能とする一方で、限りある資源やエネルギーを大量に消費するとともに、大量のごみを排出し、環境破壊、ごみの不適切な処理、廃棄物処分場の不足など様々な問題を生み出しています。

これら課題解決のためには、経済と環境が両立した持続的な循環型社会へと転換することが求められます。このような状況の中で、本市ではごみの減量化及び資源化に取り組んでいますが、事業系ごみは減少傾向にある一方で生活系ごみ排出量は微増しています。このため、市民一人ひとりが自分自身のライフスタイルを見直し、ごみの減量化により積極的に取り組むことが求められます。

また、東日本大震災を契機として、災害により生じた廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することが、被災後の復旧・復興に重要であり、これら災害ごみに備えることが各地域、自治体の課題になっています。

以上により、次に掲げる基本方針に基づき、ごみの減量化、資源化に取り組んでいきます。

○　ごみ処理の基本方針

１．３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の取組みの一層の推進

平成 26 年度の１人１日当たりの生活系ごみは全国平均に比べ 136ｇ多く、中でも可燃ごみ、不燃ごみが増加傾向にあります。このため、市では生活系ごみの減量化に重点を置いた啓発活動や情報の提供を行うとともに、市民のごみ減量化活動への支援施策を講じていきます。

２．分別の徹底と適正処理の推進

平成 26 年度の再生利用率は全国平均 20.6%、県平均 16.8%に比べて 12.2%です。この５年間、再生利用率は減少傾向にあり、分別の徹底を推進し、資源ごみとしての回収量を増加させるなど、市民、事業所、行政の各主体がごみの分別と適正処理に向けた取組を積極的に推進します。

また、本市ではとよとみクリーンセンターで生ごみの堆肥化など先進的な試みが行われており、これら試みを普及していきます。

３．効率的な処理体制の整備検討の推進

本市では旧町村で実施されていたごみ処理体制を継承し、収集・運搬、中間処理、最終処分を実施しております。今後、より効率的な処理体制や高効率の処理施設の導入に向け、中巨摩地区広域事務組合と検討します。

４．災害廃棄物の処理検討の推進

災害によって生じた廃棄物について、適正かつ円滑な処理を検討していきます。

第３節　計画目標の設定

１．ごみ排出量と処理状況の将来予測

（１）ごみ排出量の将来推計

１）ごみ排出量の推移

本市では平成 18 年の合併以降、合併以前の各町村が進めてきたごみ減量化、資源化の取組みを継承して実施してきました。生活系ごみ排出量はわずかながら増減を繰り返し、全体としては若干の増加傾向を示しています。一方、事業系ごみの排出量は明らかに減少傾向が見られ、ごみの総排出量は全体として、逓減しています。

生活系ごみの１人１日当たり排出量の推移を見ると、可燃ごみ、不燃ごみは増加しているのに対し、資源ごみは減少しています。

○　**ごみ排出量の推移**（前出）

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
生活系ごみ排出量	8,463 t	8,704 t	8,500 t	8,413 t	8,545 t	8,848 t
事業系ごみ排出量	3,368 t	3,300 t	3,231 t	3,211 t	2,886 t	2,771 t
ごみ総排出量	11,831 t	12,004 t	11,731 t	11,624 t	11,431 t	11,619 t

○　**１人１日当たりの生活系ごみ排出量**（前出）

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
生活系ごみ排出量	740 g	763 g	743 g	738 g	750 g	778 g
可燃ごみ	551 g	569 g	539 g	547 g	562 g	585 g
不燃ごみ	35 g	38 g	36 g	38 g	42 g	44 g
資源ごみ	123 g	124 g	124 g	116 g	112 g	111 g
粗大ごみ他	31 g	32 g	45 g	37 g	34 g	38 g
人口	31,322 人	31,265 人	31,255 人	31,241 人	31,223 人	31,139 人

※ H22、H27 年度の人口は国勢調査による実績値および速報値
※ H23～H26 年度の人口は国調データを用いた推計値

2）推計方法

ごみ排出量を以下のように推計しました。

① 生活系ごみ排出量の推計

・ 平成 22 年度から平成 27 年度の生活系ごみ排出量の実績をもとに、ごみ種別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他ごみ別）に１人１日当たりのごみの排出量を求め、このトレンドをベースに平成 29 年度から平成 38 年度の１人１日当たりのごみの排出量を求め、各年度の人口と日数を乗じて、生活系ごみ排出量を求めました。

・ 将来人口については「中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に準拠して、算出しました。

② 事業系ごみ排出量の推計

・ 平成 22 年度から平成 27 年度の事業系ごみ排出量の実績をもとに、このトレンドをベースに平成 38 年度までの事業系ごみの排出量を推計しました。

③ ごみ総排出量

・ 生活系ごみ、事業系ごみの合計を求めました。

3）ごみ排出量の将来推計

以上の推計の結果は次のとおりです。

○ 生活系ごみについては、１人１日当たりの排出量は逓増するものの、将来人口が減少するために、排出量は若干の逓減傾向となります。

○ 事業系ごみは減少傾向が続きます。この結果、ごみ総排出量（生活系ごみと事業系ごみの合計）は減少傾向となります。

○ 平成 38 年度の生活系のごみは、「可燃ごみ」が総排出量の 75%を占めていることから、大幅なごみ減量化にとって可燃ごみの削減が必要です。（紙類の分別や生ごみの水切り等）

○ 事業系ごみ（99%が可燃ごみ）の明らかな減少傾向はごみの有料化の影響が寄与していると考えられます。

○　生活系ごみ排出量の推計

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
	実績値			推計値			
生活系ごみ排出量	8,413 t	8,545 t	8,848 t	8,677 t	8,661 t	8,665 t	8,667 t
1 人 1 日当たりごみ排出量	738 g	750 g	778 g	760 g	762 g	763 g	764 g
可燃ごみ	6,232 t	6,409 t	6,648 t	6,467 t	6,458 t	6,464 t	6,468 t
1 人 1 日当たり可燃ごみ排出量	547 g	562 g	585 g	567 g	568 g	569 g	570 g
不燃ごみ	431 t	475 t	497 t	481 t	485 t	490 t	494 t
1 人 1 日当たり不燃ごみ排出量	38 g	42 g	44 g	42 g	43 g	43 g	44 g
資源ごみ	1,327 t	1,275 t	1,265 t	1,280 t	1,264 t	1,252 t	1,242 t
1 人 1 日当たり資源ごみ排出量	116 g	112 g	111 g	112 g	111 g	110 g	109 g
その他	8 t	7 t	7 t	8 t	8 t	9 t	10 t
1 人 1 日当たりその他排出量	1 g	1 g	1 g	1 g	1 g	1 g	1 g
粗大ごみ	415 t	379 t	431 t	442 t	446 t	450 t	454 t
1 人 1 日当たり粗大ごみ排出量	36 g	33 g	38 g	39 g	39 g	40 g	40 g
人口	31,241 人	31,223 人	31,139 人	31,178 人	31,150 人	31,119 人	31,085 人

	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度
	推計値						
生活系ごみ排出量	8,684 t	8,666 t	8,663 t	8,658 t	8,675 t	8,642 t	8,635 t
1 人 1 日当たりごみ排出量	765 g	766 g	767 g	767 g	768 g	769 g	769 g
可燃ごみ	6,482 t	6,470 t	6,470 t	6,468 t	6,482 t	6,459 t	6,455 t
1 人 1 日当たり可燃ごみ排出量	571 g	572 g	572 g	573 g	574 g	574 g	575 g
不燃ごみ	499 t	501 t	504 t	507 t	511 t	511 t	513 t
1 人 1 日当たり不燃ごみ排出量	44 g	44 g	45 g	45 g	45 g	45 g	46 g
資源ごみ	1,235 t	1,223 t	1,215 t	1,207 t	1,202 t	1,191 t	1,184 t
1 人 1 日当たり資源ごみ排出量	109 g	108 g	108 g	107 g	106 g	106 g	105 g
その他	10 t	10 t	11 t	11 t	11 t	12 t	12 t
1 人 1 日当たりその他排出量	1 g	1 g	1 g	1 g	1 g	1 g	1 g
粗大ごみ	458 t	460 t	463 t	465 t	468 t	469 t	471 t
1 人 1 日当たり粗大ごみ排出量	40 g	41 g	41 g	41 g	41 g	42 g	42 g
人口	31,021 人	31,006 人	30,962 人	30,915 人	30,865 人	30,806 人	30,756 人

※ H27 年度の人口は国勢調査による速報値。H25、H26 年度の人口は国調データによる推計値
※ H28 年度以降の人口は「中央市人口ビジョン」に基づく推計値

生活系ごみ排出量

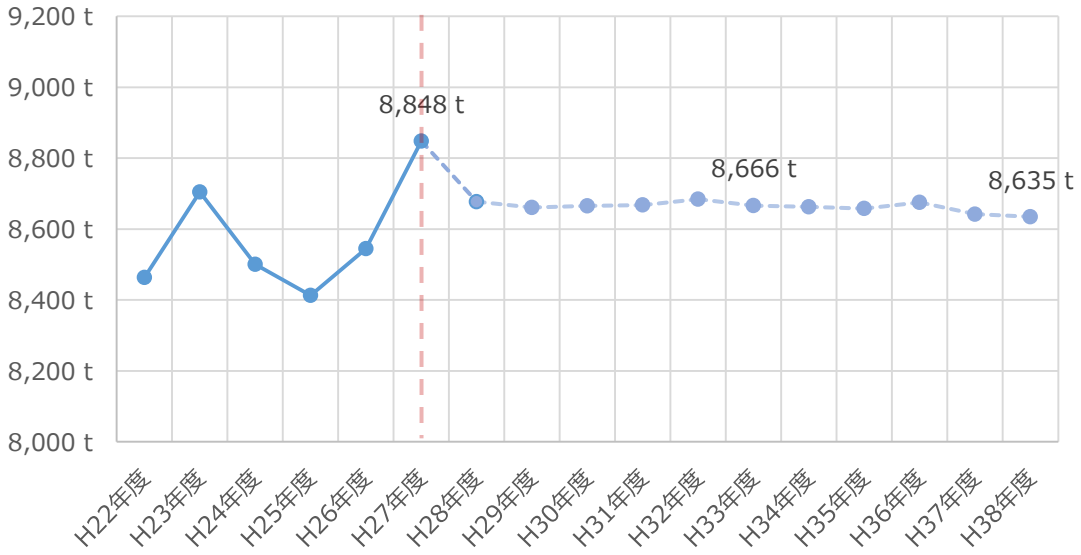

事業系ごみ排出量

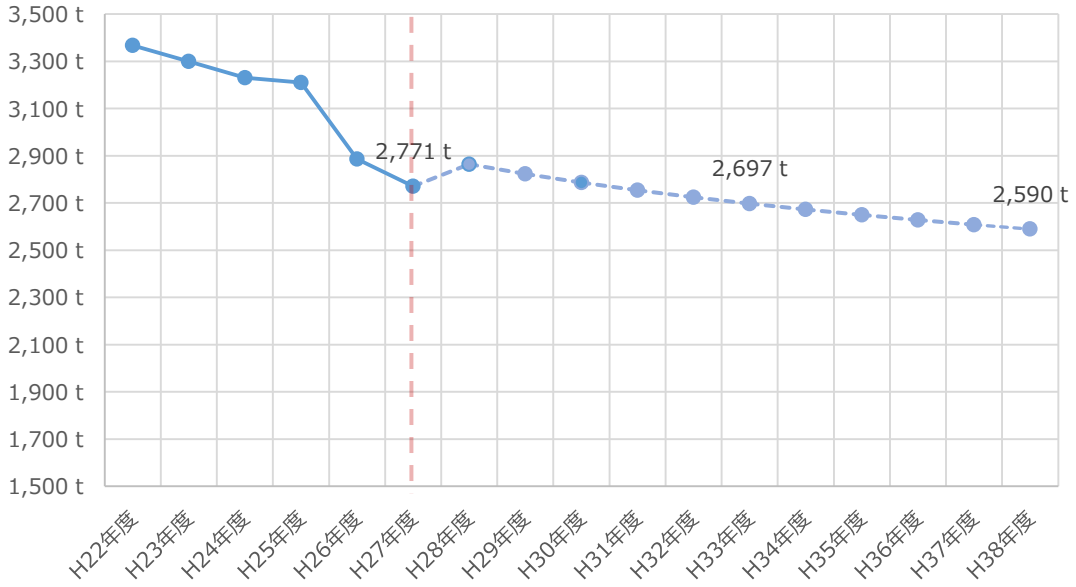

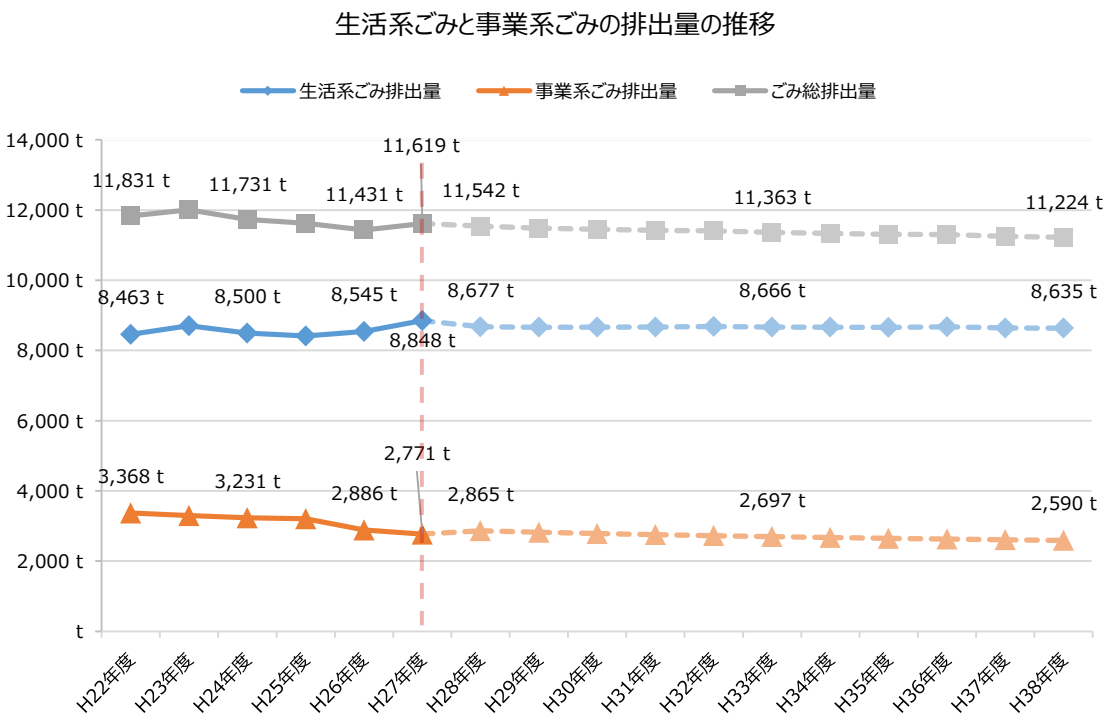

一般廃棄物排出量の推計結果

種別		平成 27 年度（基準年度）	平成 33 年度（中間年度）	平成 38 年度（目標年度）
生活系ごみ		8,848 t	8,666 t	8,635 t
	可燃ごみ	6,648 t	6,470 t	6,455 t
	不燃ごみ	497 t	501 t	513 t
	資源ごみ	1,265 t	1,223 t	1,184 t
	粗大ごみ	431 t	460 t	471 t
	その他	7 t	10 t	12 t
事業系ごみ		2,771 t	2,697 t	2,590 t
	可燃ごみ	2,768 t		
	不燃ごみ	3 t		
ごみ総排出量		11,619 t	11,363 t	11,224 t

（２）処理状況の将来推計

１）再生利用率の将来推計

過去の処理実績を基に、再生利用率を推計すると、再生利用率は平成 27 年度の 12.1%から、目標年の平成 38 年度には 11.2%と減少します。

再生利用率の推計結果

項目	平成 27 年度 （基準年度）	平成 33 年度 （中間年度）	平成 38 年度 （目標年度）
再生利用率	12.1%	11.5%	11.2%
ごみ総排出量	11,619 t	11,363 t	11,224 t
資源化量	1,409 t	1,302 t	1,255 t

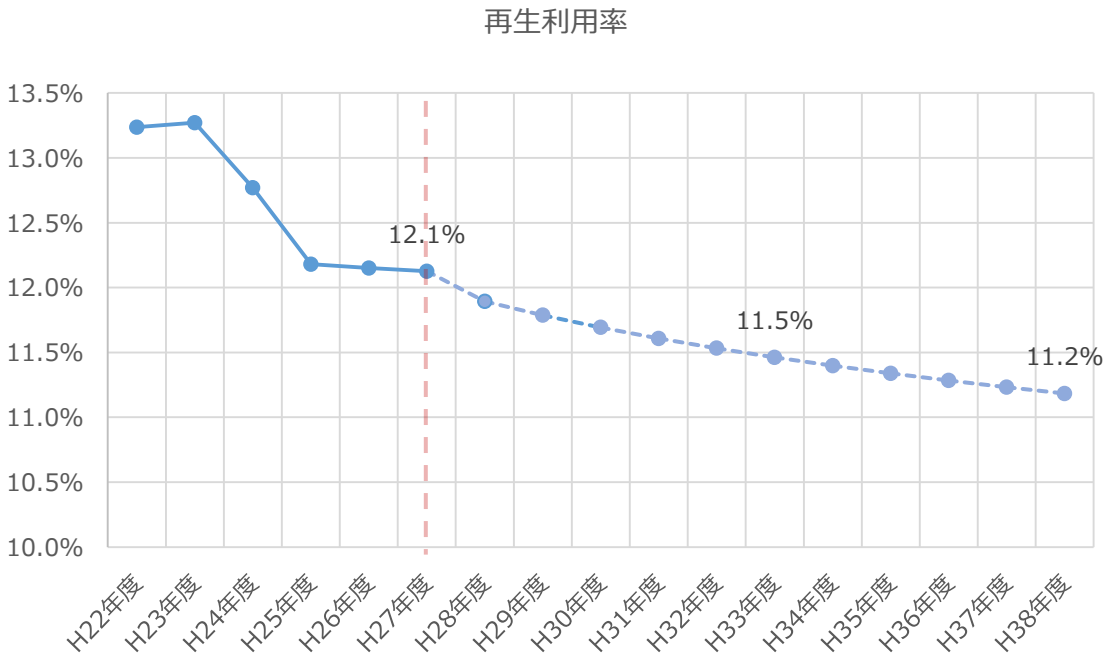

2）最終処分量の将来推計

過去の処分率の実績をもとに、最終処分量を推計すると、以下のように減少傾向が見られ、最終処分量は 1,095 t から 953 t へと減少します。

最終処分量の推計結果

項目	平成 27 年度 （基準年度）	平成 33 年度 （中間年度）	平成 38 年度 （目標年度）
最終処分率	9.4%	9.0%	8.5%
ごみ総排出量	11,619 t	11,363 t	11,224 t
最終処分量	1,095 t	1,028 t	953 t

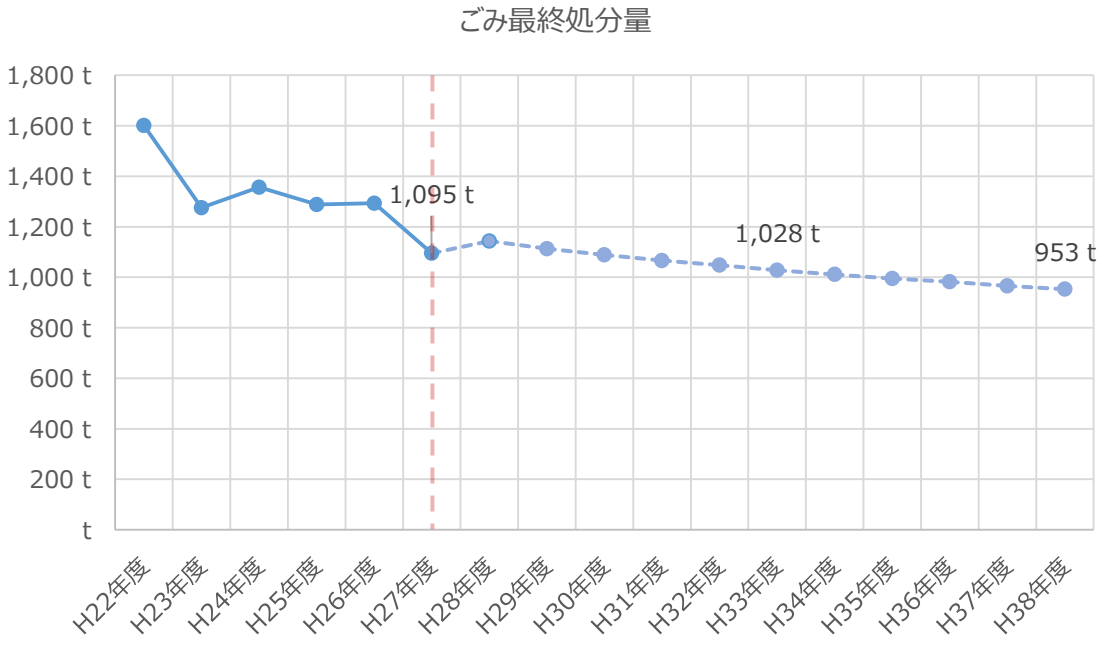

（３）将来推計のまとめ

現状の実績のまま推移すると仮定すると、目標年のごみ排出量・再生利用率・最終処分量は以下のようになります。

現状からの推計値

項目		平成 27 年度（基準年度）	平成 38 年度（目標年度）	増減
排出量		11,619 t	11,224 t	△3.4%
	生活系ごみ	8,848 t	8,635 t	△2.4%
	事業系ごみ	2,771 t	2,590 t	△6.5%
再生利用率		12.1 %	11.2 %	−0.9 ポイント
最終処分量		1,095 t	953 t	△13.0%
（最終処分率）		9.4 %	8.5 %	

２．数値目標

（１）目標値の設定

国や県の廃棄物の発生抑制等の計画目標を踏まえ、平成 38 年度の目標値を設定します。

○ 現状の問題点

・ １人１日当たりの生活系ごみ排出量は全国、山梨県平均に比べて多い。
→ごみの減量化が不可欠。他の自治体よりも、削減目標を高く設定する必要がある。

・ 再生利用率は平成 22～26 年度実績値では全国、山梨県平均に比べて低い。
→再利用・リサイクル活動の徹底

・ 最終処分率は、全国、山梨県平均に比べてほぼ同等である。
→循環型社会の形成に向けて３Ｒの推進

○目標設定の考え方

・ 現状を打破するために、最低限、山梨県の削減目標に準拠した目標を設定し、これまで以上に３Ｒの推進に向けた取組みを行う。

○「第３次山梨県廃棄物総合計画（平成 28 年３月）」の目標値

項目		平成 25 年度（基準年度）	平成 32 年度（目標年度）	増減
排出量		310　千ｔ	277　千ｔ	△10.6%
	生活系ごみ	213　千ｔ	189　千ｔ	△11.3%
	事業系ごみ	86　千ｔ	77　千ｔ	△10.5%
	集団回収量	12　千ｔ	11　千ｔ	△8.3%
再生利用率		16.6　%	23　%	＋6.4 ポイント
最終処分量		31　千ｔ	23　千ｔ	△25.8%
（最終処分率）		10.0　%	8　%	

○　本計画の目標値

山梨県の目標設定に係る削減率等を参考に、計画の目標値を以下のように設定しました。ただし、全国、県平均の１人１日当たりごみ排出量に比して、本市の排出量は多いため、この計画目標は最低限の数値であることに留意する必要があります。

○　本計画の目標値

項目		平成 27 年度（基準年度）	平成 38 年度（目標年度）	増減
排出量		11,619　t	9,727　t	△16.3%
	生活系ごみ	8,848　t	7,407　t	△16.3%
	事業系ごみ	2,771　t	2,320　t	△16.3%
再生利用率		12.1　%	19.9　%	＋7.8 ポイント
最終処分量		1,095　t	649　t	△40.7%
（最終処分率）		9.4　%	6.7　%	―

①　平成 38 年度の一般排出量を、平成 27 年度の 11,619ｔから 9,727ｔに削減することを目標にします。

・生活系ごみの排出量は実績に基づく将来推計では 2.4%の削減ですが、目標設定では 16.3%削減、その差 13.9 ポイントとこれまで以上の削減努力が必要です。

・事業系ごみの排出量は実績に基づく将来推計では 6.5%の削減ですが、目標設定では 16.3%削減、その差 9.8 ポイントとこれまで以上の削減努力が必要です。

②　再生利用率を、平成 27 年度の 12.1%から 7.8 ポイント増加の 19.9%にすることを目標にします。

③　平成 38 年度の最終処分量を、平成 27 年度の 1,095ｔから 649ｔに削減することを目標にします。

（２）目標設定の考え方

１）ごみ総排出量

今後の積極的な施策を見込み、山梨県と同レベルの削減率を目標にします。

○　山梨県の削減目標は平成 24 年度（実績値）→平成 32 年度（目標値）で 11.8%の削減
・　ごみ総排出量：314 千ｔ→277 千ｔ
・　年平均変化率：11.8%÷８年＝1.48%△
○　中央市の平成 27 年度→平成 38 年度の削減量
・　削減率：11 年×1.48%＝16.28%
・　削減量：11,619ｔ×16.28%≒1,892ｔ
○　平成 38 年度のごみ総排出量(目標)
・　排出量：11,619ｔ－1,892ｔ＝9,727ｔ
＊　第 3 次山梨県廃棄物総合計画「目標設定の考え方」参照（以下同様）

ごみ総排出量の目標

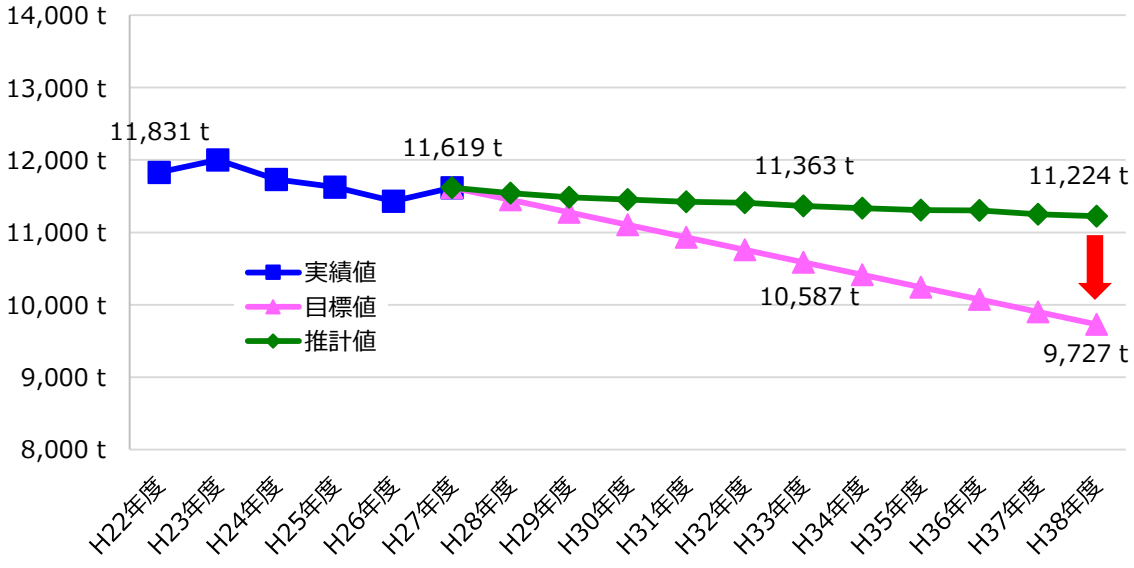

２）再生利用率

○　山梨県の目標は平成 24 年度（実績値）→平成 32 年度（目標値）で、17.3%→23.0%の 5.7 ポイントプラス
・　年平均変化率：5.7÷8 年=0.71 ポイントプラス
○　中央市の平成 27 年度→平成 38 年度の増加
・　11 年×0.71＝7.81 ポイントの増加
○　平成 38 年度の再生利用率の目標
・　12.1%＋7.81＝19.9%

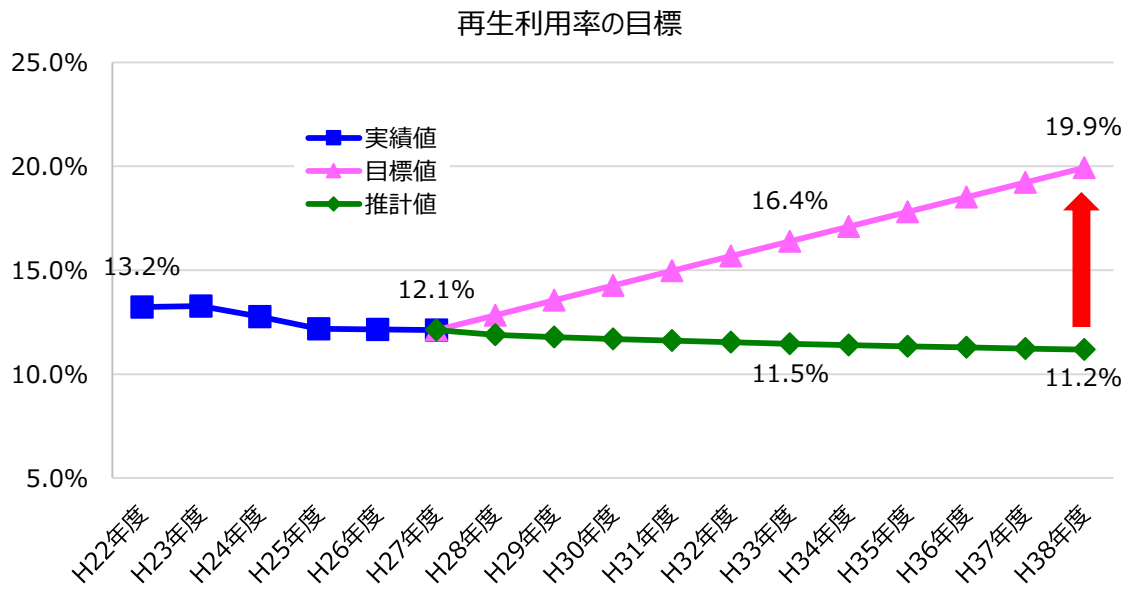

3）最終処分量

○ 山梨県の削減目標は平成 25 年度（実績値）→平成 32 年度（目標値）で、31 千ｔ→23 千ｔと、25.8%の削減

・ 年平均変化率：25.8÷7 年=3.7%△

○ 中央市の平成 27 年度→平成 38 年度の削減量

・ 削減率：11 年×3.7%＝40.7%

・ 削減量：1,095ｔ×40.7%≒446ｔ

○ 平成 38 年度の最終処分量（目標）

・ 最終処分量：1,095ｔ－446ｔ＝649ｔ

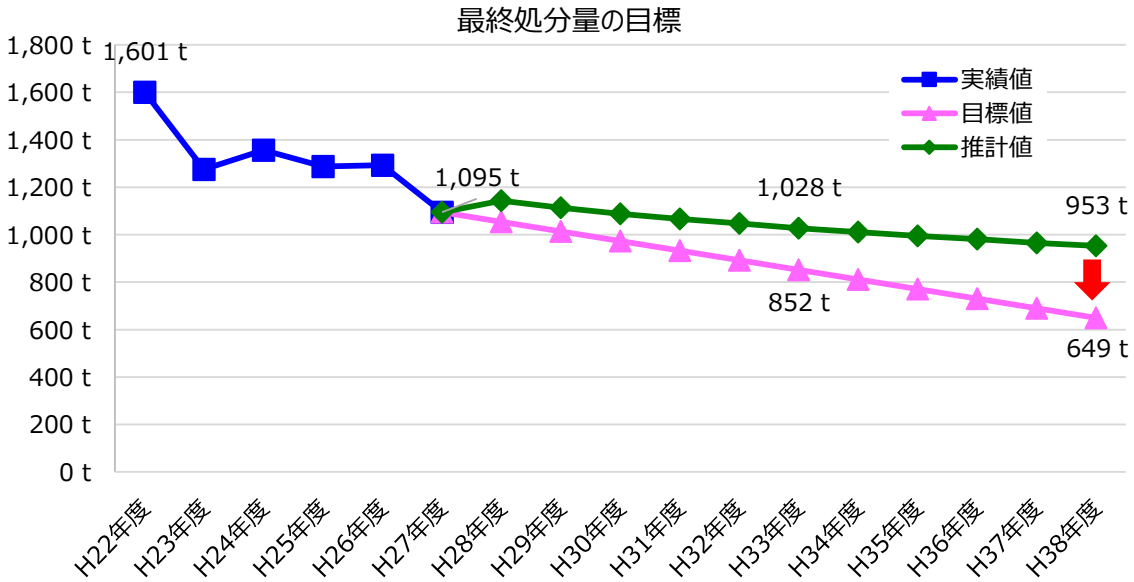

（３）削減目標の目安

山梨県に準拠した目標をまとめると以下のようになります。

○　本計画の目標値（前出）

項目		平成 27 年度（基準年度）	平成 38 年度（目標年度）	増減
排出量		11,619　t	9,727　t	△16.3%
	生活系ごみ	8,848　t	7,407　t	△16.3%
	事業系ごみ	2,771　t	2,320　t	△16.3%
再生利用率		12.1　%	19.9　%	＋7.8 ポイント
（資源化量）		1,409　t	1,936　t	
最終処分量		1,095　t	649　t	△40.7%
（最終処分率）		9.4　%	6.7　%	―

１）全般的な取組みの徹底

計画目標を山梨県（全国）の削減率に準拠すると、以下に関連する取組みを従来以上に、積極的に推進する必要があります。

○　生活系ごみの大幅な減量化
○　再生利用の大幅な推進
○　最終処分量の大幅な削減

２）１人１日当たり生活系ごみの想定

①　平成 38 年度の排出量

・　生活系ごみについて、県（国）準拠で削減すると、平成 38 年度の１人１日当たりごみ総排出量は 660ｇとなります（次表参照）。
・　平成 38 年度の資源物を除く１人１日当たりの排出量を平成 26 年度の全国平均と同等の 520ｇと仮定すると、表のようになります。

②　平成 38 年度の排出量の想定結果

・　可燃ごみ：456ｇ（平成 27 年度の構成比と同様に推移すると仮定）
・　不燃ごみ：34ｇ（同）
・　粗大ごみ他：30ｇ（同）
・　資源ごみ量：140ｇ（平成 38 年度の１人１日当たりごみ総排出量から、上述各種のごみ排出量を引いた値）

○　１人１日当たりの生活系ごみ排出量（想定）

	平成 27 年度 （基準年度）	平成 38 年度 （目標年度）	備考
生活系ごみ排出量	8,848 t	7,407 t	
人口	31,139 人	30,756 人	
１人１日当たり	778 g	660 g	（H27 年度比 15%削減）
可燃ごみ	585 g	456 g	H27 年度（基準年度） の構成比に順じて推移すると仮定
不燃ごみ	44 g	34 g	
粗大ごみ等	38 g	30 g	
小計 （H26 県の実績） （H26 国の実績）	667 g （607 g） （521 g）	520g	H26 年度の国の実績並みにする （H27 年度比 22%削減）
資源ごみ	111 g	140 g	（H27 年度比 26%増）
合計	778g	660g	

③　可燃ごみ削減の目安

生活系ごみの中で可燃ごみが 75%を占めています。可燃ごみをいかに削減するかがごみ減量の決め手です。

平成 27 年度から平成 38 年度で可燃ごみは 585 g から 456 g へと約 130 g の削減が必要になります。その目安としては、次のように想定されます。

○　**可燃ごみの削減の目安**

- 平成 27 年度の可燃ごみ 585 g の 45%（263 g）が水分。水分の２割がカットできれば 52g の削減
- A4 サイズのコピー用紙 4g、7 枚で 28 g 削減
- 茶わん１杯のご飯 150 g、買いすぎない等の食品ロスの削減で 50g の削減

以上で、130 g 程度の削減に結びつきます。

3）全体のごみ処理フローからみた減量化、資源化

①　平成 27 年度のごみ処理フロー

平成 27 年度のごみ処理フローは以下の通りです。

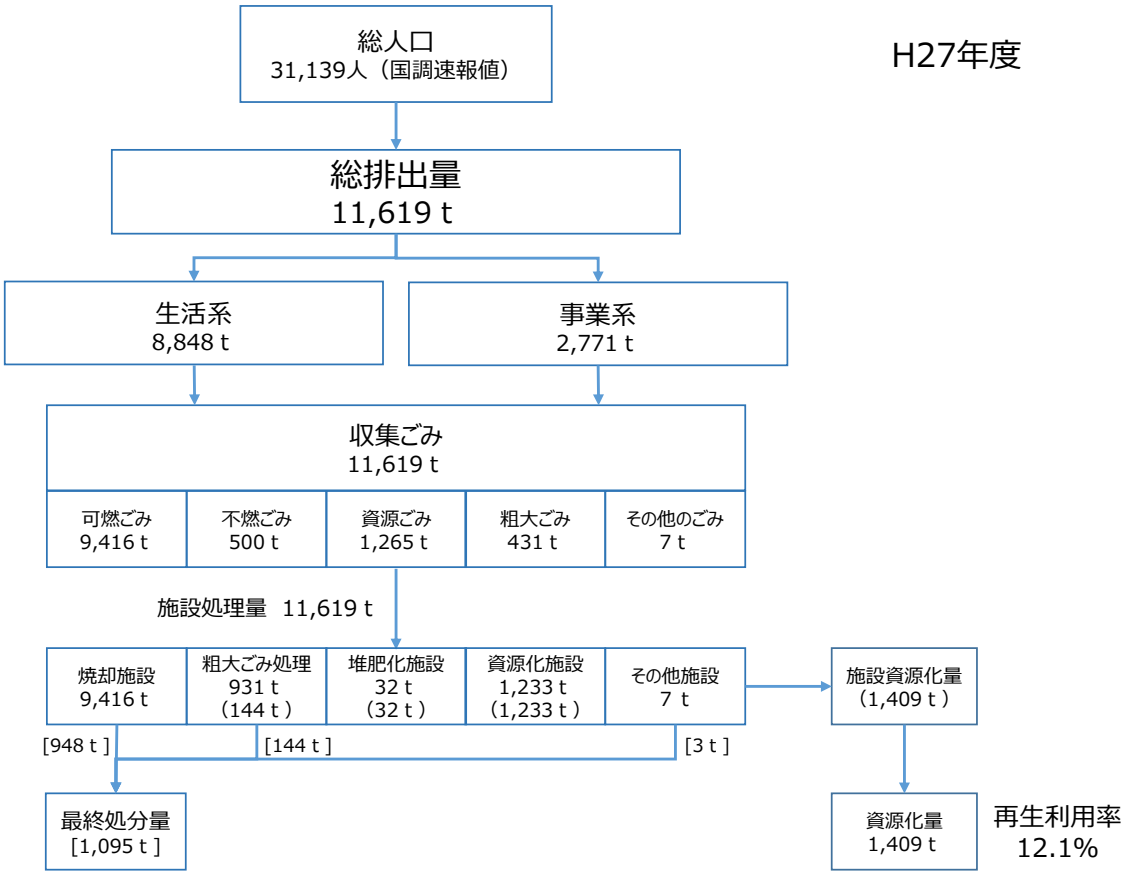

※(　)内は資源化量、[　　]内は最終処分量を示す

② 平成 38 年度のごみ処理フロー

再生利用率の目標達成を踏まえると、資源ごみの 26%増、可燃・不燃ごみの 16%以上の削減が必要になります。このため、可燃・不燃ごみ等の分別収集の徹底が望まれます。

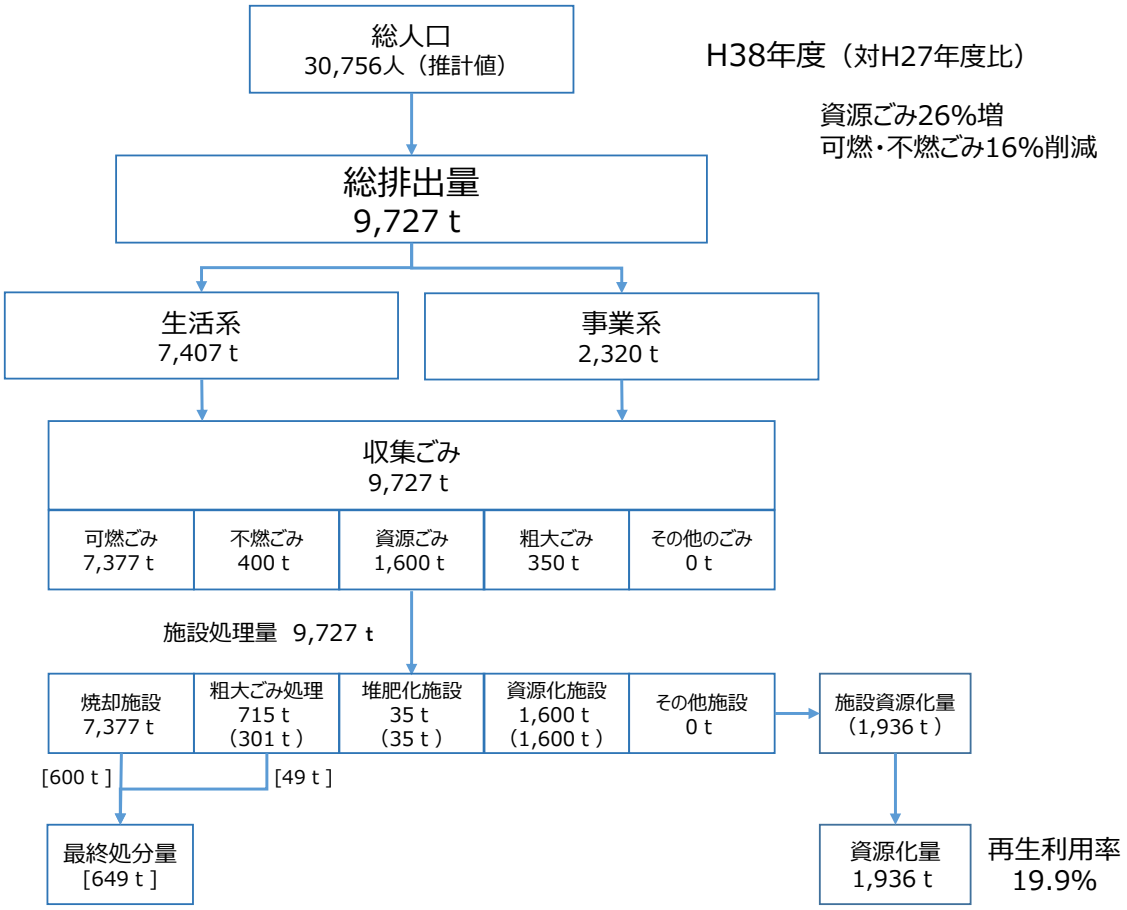

※( )内は資源化量、[ ]内は最終処分量を示す

第４節　目標達成のための施策

１．生活系ごみの減量･資源化の推進

（１）循環型社会に向けた意識改革

目標を達成するためには、市民一人ひとりが、これまで以上にごみのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の３Ｒの推進に取り組む必要があります。このため、本市では、３Ｒの推進に向けた啓発活動や環境教育を推進し、市民、事業者、市の意識改革を図っていきます。

○　啓発活動の推進

本市では、ごみの減量化や３Ｒの推進に資する情報について、広報誌で提供しています。また、平成 27 年度は「家庭ごみ 10%減量化キャンペーン」を実施し、広報誌に隔月ごとのごみ回収量の速報値を発表するなど、市民に対する減量化への呼びかけを行っています。

今後も、ごみ減量化について、広報誌やホームページで紹介するとともに、施設見学会の開催、ごみ減量化キャンペーンの実施など、市民を巻き込んだ取組みを継続して推進します。

○　環境学習の推進

循環型社会の形成に向けて、子どもから大人までの環境について学習する機会を設け、環境教育・環境学習の推進を図ります。また、リサイクルセンター等の施設見学会の開催とともに、小中学校への講師派遣なども検討していきます。

○　グリーン購入の推進

買い物をするときに、必要かどうかを考え、必要なときは環境への負荷ができるだけ少ないものを買うことが重要です。長く使えるもの、詰め替えられる商品を選ぶこともごみの減量化に結びつきます。

本市では、消耗品や備品の調達については環境に配慮した製品の購入に努めるとともに、市民、事業者への啓発活動を推進します。

（２）リデュースの推進

平成 27 年度の生活系ごみのうち、75%を可燃ごみが占めています。この可燃ごみの減量化が生活系ごみの削減に直結します。

本市では、市民にリデュース（発生抑制）に必要な情報提供とともに、可燃ごみの減量化への様々な支援策を進めていきます。

○　レジ袋・過剰包装の削減

市民一人ひとりが消費者として、マイバック持参やレジ袋・包装の削減などによっ

て、ごみの減量化を効果的に行うことができます。

本市では、市民に対してマイバック持参の呼びかけ、スーパー等事業者に対する働きかけなどの啓発活動を推進します。

○ **生ごみの減量化**

生ごみの減量には、「買いすぎない」、「食べ残さない」ことが重要です。また、可燃ごみの 40 数%が水分であり、特に水分が 60%以上含まれる生ごみの水きりはごみの減量化に大きな効果があります。

このため、本市では減量効果の大きい生ごみの水きり運動を市民に啓発していきます。現在実施している「生ごみ専用袋への助成」、「コンポスト式・電気式生ごみ処理機等の購入に対する助成」などを今後とも推進していきます。また、豊富地区においては生ごみ資源の回収を推進していきます。

（３）リユースの推進

リユース（再使用）は一度使ったものを何度も使用することですが、昔から衣服のお下がりや本の貸し借りなどが行われています。また、山梨県内イベントでは、リユース食器を利用することも行われています。家庭で不要になった物品を、必要とする人がリユースするための取組みとして、フリーマーケットや物品（衣類、玩具、日用品、書籍など）を販売するリサイクルショップなどがあります。

本市では、市民のリユースを推進するため、粗大ごみや廃家電などで再利用可能なものを極力リユースするための推進施策を検討し、インターネットオークションや民間のリサイクルショップの活用、市民団体のフリーマーケットの支援などを推進します。また、フードバンク活動への協力・支援など、食料品のリユースを推進します。

○ 粗大ごみ・廃家電のリユース推進施策の検討
○ インターネットオークションの活用
○ 市民のフリーマーケットの支援
○ リサイクルショップとの連携
○ フードバンク活動への協力
○ イベントなどでのリユース食器の利用

（４）リサイクルの推進

資源ごみの回収については、説明会の開催や市の広報誌、回覧、ホームページを活用し、周知徹底を図っていきます。また、有価物回収活動を担うボランティア団体、学校等の代表者と効果的な対策を検討の上、必要な有価物回収活動の支援策をさらに充実します。

○　分別収集の徹底

毎年度末に翌年度のごみ収集カレンダーとともに、「ごみの出し方・仕分け方」をまとめたチラシを全世帯に配布していますが、「燃えるごみ」の中にリサイクル可能なプラスチック容器・包装が混入していたり、「燃えないごみ」の中にアルミ缶や小型家電が混入しているなど分別が徹底していない状況です。

今後は自治会と連携し、不適切な排出ごみに対する警告シールの貼付けや掲示版への注意書きなどによって、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「資源ごみ」などの分別マナーの徹底を図ってまいります。また、学生などの新規転入者には、不動産管理会社等と連携し、分別マナーの周知を図っていきます。

○　24 時間リサイクルステーション

市役所各庁舎には 24 時間搬入可能なリサイクルステーションがあり、市民が搬入した缶類・びん類・紙類・ペットボトル・プラスチック・廃食油・蛍光灯などは処理業者に引き取られ、同種製品や建設・土木資材等に再生されます。中には、汚れたまま搬入する人や一般ごみ・粗大ごみを持ち込む例もあり、リサイクル品の分別マナーが問題となっています。分別マナーの徹底のため、防犯カメラの設置等を検討します。

24 時間リサイクルステーションはリサイクル推進の中心的役割を果たす施設であるため、市民への周知を図り、更なるリサイクル推進に努めます。

○　生ごみの堆肥化

豊富地区では平成 10 年度からとよとみクリーンセンターコンポスト施設で、各し尿処理施設から発生する汚泥と地区の生ごみを発酵させ堆肥化を行うなど、生ごみの有効活用を行っています。また、本市では、家庭菜園・家庭の植木等に肥料として活用できる方を対象に、コンポストのほか電気式処理機器などの生ごみの自家用処理容器の購入に補助金を交付しています。今後とも、リサイクルの普及および資源の有効利用を進めるため、これら補助制度の普及に努めます。

２．事業系ごみの減量･資源化の推進

（１）減量･資源化の推進

平成 27 年度の事業系ごみはごみ総排出量の 24%で、2,771ｔ/年となっています。また、事業系ごみの 99.9%は可燃ごみで、目標達成のためには、可燃ごみの大幅な削減が必要です。本市では、市内事業者に対し、ごみ減量化についての広報・情報提供・啓発活動を行うとともに、ごみ減量化に向けての対策を事業者団体と検討していきます。

可燃ごみの大半を占める紙類については、再生可能な紙類の混入の抑制措置、搬入検査体制の強化・手数料の見直しなどによって、紙類の再生利用を促進します。

また、事業者に対しグリーン購入、フードバンク活動への協力などの働きかけを行います。

○　事業者に対するごみ減量化等を要請するパンフレット作成
○　グリーン購入などの働きかけ
○　フードバンク活動へ働きかけ
○　再生可能な紙類の可燃ごみへの混入抑制

（２）公共施設･学校等における減量･資源化の推進

事業所や市民にごみの減量・資源化を働きかける上で、最も効果的な方法は公共施設・学校で率先して、優れた取組みを示すことです。このため、公共施設及び学校等において生ごみ処理、ごみの分別、グリーン購入の徹底等、循環型社会形成に向けた取組みを推進します。

○　市の公共施設におけるグリーン購入の徹底
○　公共施設での減量・リサイクルの推進
○　学校における生ごみの堆肥化の推進
○　学校・公共施設におけるフリーマーケットの支援

３．適正処理の推進

（１）分別･排出

ごみの適正処理の基本は分別です。本市が定めた分別区分、ごみ袋、収集場所、収集日などについて、市民・事業者の協力を得られるように、以下の活動を進めます。

１）普及･啓発

○　ごみ収集カレンダーやチラシ、広報誌などの配布（継続）
○　転入者・外国籍市民に対する、市窓口でごみの出し方の説明（継続）
○　不動産会社、アパート経営者を通じたごみ収集カレンダーの配布（継続）
○　市ホームページにおけるごみの出し方ルールの紹介（新規）
○　若者世代がスマートフォンで気軽にアクセスできるような情報ツールの導入（新規）
○　外国籍市民に対する、英語版などのごみの出し方ルールの説明書作成（継続）

２）排出ルールの徹底

○　分別ルールが守られていないごみ袋には警告シールの貼り付け等（新規）

３）ごみ･資源の保管

○　ごみ集積所、24 時間リサイクルステーションの環境美化（継続）

４）不法投棄の防止

○　不適切な排出、不法投棄に対する自治会の巡回・指導(継続)

（２）収集･運搬

ごみ集積所に排出されたごみは、現状体制を基本とし、収集します。今後、人口減少や高齢化などの社会情勢の変化やごみの排出量、収集コストの削減に配慮し、適切な収集体制を検討します。

（３）中間処理･最終処分施設

本市では、田富・玉穂地区においては中巨摩地区広域事務組合清掃センターでごみの中間処理をしており、最終処分については全て民間委託で埋立て処分を行っています。可燃ごみは清掃センター焼却施設で焼却処理を行い、不燃ごみ及び粗大ごみは清掃センター粗大ごみ処理施設で破砕後に鉄、アルミ、可燃残渣、不燃残渣の４種選別を行い、資源物回収と最終処分量の削減を図っています。

豊富地区では青木が原ごみ処理組合清掃センターの焼却廃止以降、民間の中間処理施設で処理していますが、平成 26 年度からは埼玉県の PFI 施設に搬送し、ガス化改質方式により中間処理を行い、残渣はほとんど発生していません。

また、清掃センターなどに搬入されたリサイクル品（ビン、ペットボトル、白色トレイ、廃乾電池、廃蛍光管）は指定法人ルートや資源化業者に引き渡し、適正な資源化に努めています。今後とも、資源物回収と最終処分量の削減に努めます。

（４）災害廃棄物

大規模地震や風水害などの災害時には、がれきなどの廃棄物が大量に発生し、交通の途絶などによって一般ごみも収集・処分が難しくなる事態が想定されます。また、避難所のごみ・し尿を適正に処理し、避難生活の環境改善や市民の生活基盤の早期回復を図ることも必要です。

このため、「災害廃棄物対策指針」を参考に、地震や風水害などで発生する災害廃棄物の円滑な処理に向けて、仮置き場の検討や処理体制の整備を図ります。

（５）処理費用の適正な負担

事業系ごみについては、自己処理責任の原則のもと、他市町や組合と調整し、処理手数料の適正化を図ります。また、生活系ごみについては、本計画に掲げるごみ減量化の施策を実施した上で、ごみの排出量の動向を注視し、必要となる場合は有料化導入について調査・研究を進めます。

４．市民･事業者･市の取組みと役割分担

循環型社会を目指し、３Ｒを基本とした施策を推進するためには、市民、事業者の環境に配慮した自主的な行動が求められます。また、市は自ら率先して３Ｒに取り組むとともに市民や事業者の取組みを支援する必要があります。

市民、事業者、市がそれぞれ果たすべき役割、責任について理解を深め、相互に協力して取り組むことが重要です。

○　市民・事業者・市の役割

市民	○ごみの出ない商品を選ぶ、買いすぎない、長く使えるものを選ぶ ○生ごみの水切りなどごみの減量化を心がける ○ルールに従い、分別などごみの適正な処理を心がける ○自治会活動などと協力して、３Ｒの実行や街の美化に努める
事業者	○環境配慮型、３Ｒを基本とした事業活動を行う ○グリーン購入を行う ○自らの責任で、ごみの適正処理を進める ○市や地域と連携し、街の美化に努める
市	○自ら率先して３Ｒに取り組む ○グリーン購入を行う ○市民や事業者に対する時宜にかなった普及･啓発活動を行う ○市民や事業者に効果的な３Ｒの仕組み･体制･支援策を整備する

○　３Ｒの推進と３者の行動

		市民	事業者	市
リデュース	グリーン購入の推進	･買いすぎない ･詰め替え商品の購入 ･環境に配慮した製品の購入	･詰め替え商品の販売 ･環境に配慮した製品の販売	･普及啓発 ･率先してグリーン購入の推進
	レジ袋･過剰包装の削減	･レジ袋の削減 ･マイバックの持参	･簡易包装の推進 ･レジ袋の有料化	･普及啓発
	生ごみの減量化	･買い物の工夫 ･水切りの徹底 ･生ごみの堆肥化	･水切りの徹底 ･生ごみの堆肥化	･普及啓発 ･コンポスト式･電動式生ごみ処理機への助成
リユース	リユースの推進	･リユース商品の購入 ･フリーマーケットの利用･参加 ･リサイクルショップの利用	･リサイクルショップ情報の発信 ･フリーマーケットへの参加 ･フードバンク活動への参加	･粗大ごみ･廃家電のリサイクル検討 ･フリーマーケットの支援 ･リユース食器の活用 ･リユース製品の普及啓発
リサイクル	資源ごみの分別の徹底	･資源ごみの分別徹底 ･自治会活動の充実	･ごみ分別体制の導入 ･再生可能な紙類の分別の徹底	･分別マナーの啓発 ･自治会活動との連携強化
	生ごみの堆肥化と利用	･生ごみの堆肥化 ･家庭･田畑での利用	･農業団体などの堆肥利用 ･堆肥を利用した農産物の販売	･生ごみ自家用処理機器の購入補助

第４章　生活排水処理基本計画

第１節　生活排水処理の現状と課題

１．生活排水処理の状況

（１）生活排水処理体制･施設

本市の生活排水処理体系の概要及びその主体は以下の図表のとおりです。

本市の下水道は釜無川流域下水道に属しており、田富地区及び玉穂地区にて収集された汚水及び発生する汚泥は「釜無川浄化センター」で処理されています。

また、豊富地区では農業集落排水処理施設、田富リバーサイド地区ではコミュニティ・プラントにより処理され、その他の地区では合併浄化槽によって処理されています。

豊富地区の農業集落排水は「とよとみクリーンセンターコンポスト施設」でコンポスト化され、コミュニティ・プラント及び田富、玉穂地区のし尿・浄化槽汚泥は、「中巨摩地区広域事務組合衛生センター」に運ばれ、処理されています。豊富地区のし尿・浄化槽汚泥は、「青木が原衛生センター」において処理されています。

中央市生活排水処理体系

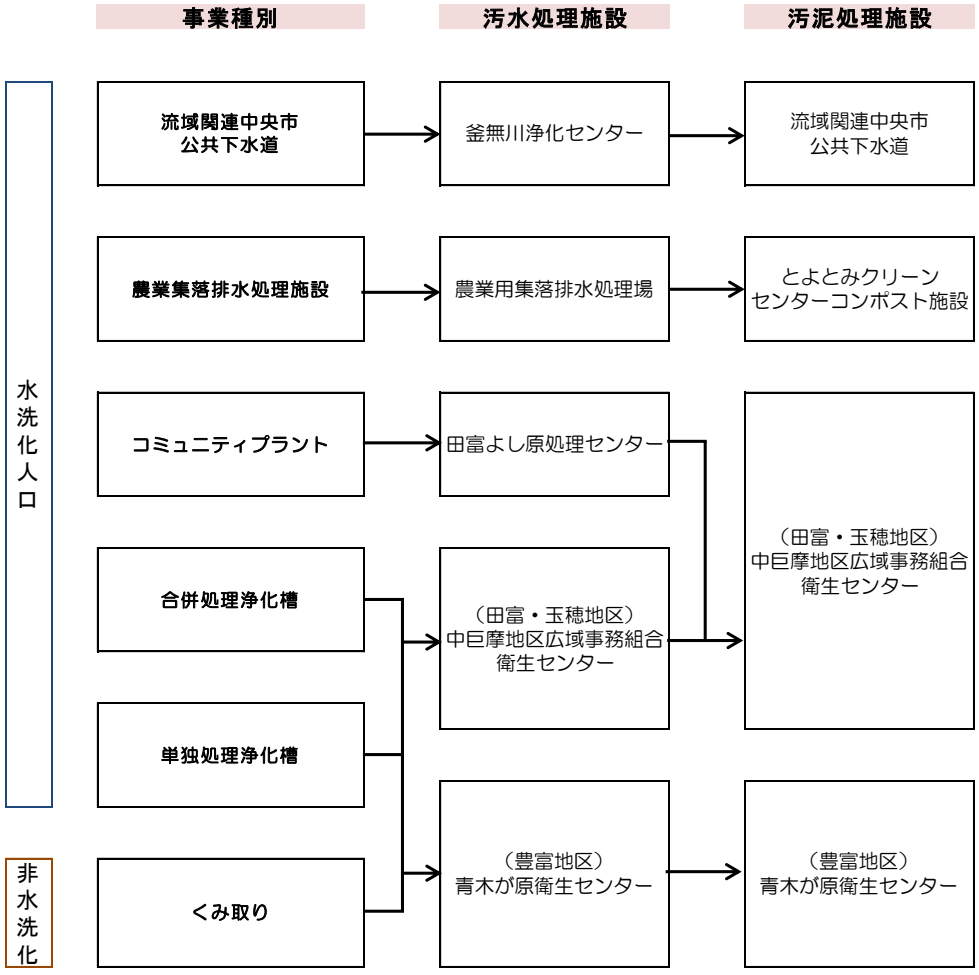

生活排水処理の主体

処理施設の種類	対象となる排水種類	処理主体
流域下水道	し尿・生活雑排水	山梨県 （釜無川流域下水道）
農業集落排水処理施設	し尿・生活雑排水	中央市
コミュニティ・プラント	し尿・生活雑排水	中央市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	中巨摩地区広域事務組合 青木が原衛生センター

また、本市にて稼働する各施設概要は以下のとおりです。

公共下水道計画の概要

項目		全体計画			事業計画		
		玉穂	田富	計	玉穂	田富	計
目標年次		平成 32 年度			平成 31 年度		
計画区域(ha)		373.3	467.4	840.7	290.0	316.1	606.1
計画人口		13,019	16,301	29,320	12,699	10,581	23,280
排除方式		分流式			分流式		
家庭汚水量原単位 （日平均）		360L			360L		
地下水量		日最大汚水量の 20%			日最大汚水量の 20%		
計画 汚水量 (日最大) (m^3/日)	家庭 汚水量	6,207	6,987	13,194	5,714	4,762	10,476
	地下水量	1,241	1,397	2,639	1,143	952	2,095
	工場 排水量	5,346	2,815	8,161	3,516	2,664	6,180
	その他 汚水量	731	-	731	731	-	731
	計	13,526	11,199	24,725	11,104	8,378	19,482

出典：中央市汚水処理施設整備構想策定業務報告書

その他汚水処理施設の状況

施設名称	供用開始年	汚水処理方式	処理能力 (m^3/日)	運転管理	備考
中尾・宇山地区処理場	S63 年度	土壌被覆型接触ばっ気方式	92.4	委託	市内
浅利川東部地区処理場	H6 年度	オキシデーションディッチ	516.8	委託	市内
浅利川西部地区処理場	H8 年度	オキシデーションディッチ	359.7	委託	市内
浅利地区処理場	H7 年度	回分式活性汚泥法	214.5	委託	市内
浅利川第二地区処理場	H17 年度	回分式活性汚泥法	300	委託	市内
高部地区処理場	H8 年度	回分式活性汚泥法	108.9	委託	市内
田富よし原処理センター	S52 年度	標準活性汚泥法	2,500	委託	市内
中巨摩地区広域事務組合衛生センター	H6 年度	高負荷	85	直営	市内
青木が原衛生センター（富士河口湖町）	S47 年度	嫌気性消化	50	直営	市外

出典：中央市汚水処理施設整備構想策定業務報告書

汚泥処理施設の状況

施設名称	処理対象汚泥	汚水処理方式	汚泥処理方式	処理能力
釜無川浄化センター	下水汚泥	標準活性汚泥法	焼却	27.16t－DS/日
とよとみクリーンセンターコンポスト施設	農集汚泥	膜分離活性汚泥法	堆肥化	
田富よし原処理センター	コミュニティ・プラント汚泥	標準活性汚泥法	焼却	85kL/日
中巨摩地区広域事務組合衛生センター	し尿、浄化槽汚泥	高負荷	焼却	85kL/日
青木が原衛生センター（富士河口湖町）	し尿、浄化槽汚泥	嫌気性消化	焼却脱水後農地還元	50kL/日

出典：中央市汚水処理施設整備構想策定業務報告書

2．生活排水処理人口

（1）生活排水処理形態別人口の推移

本市における生活排水処理形態別人口の推移は次のとおりです。

公共下水道人口が着実に増加している一方、単独処理浄化槽人口は減少しており、生活排水処理状況は改善し続けています。

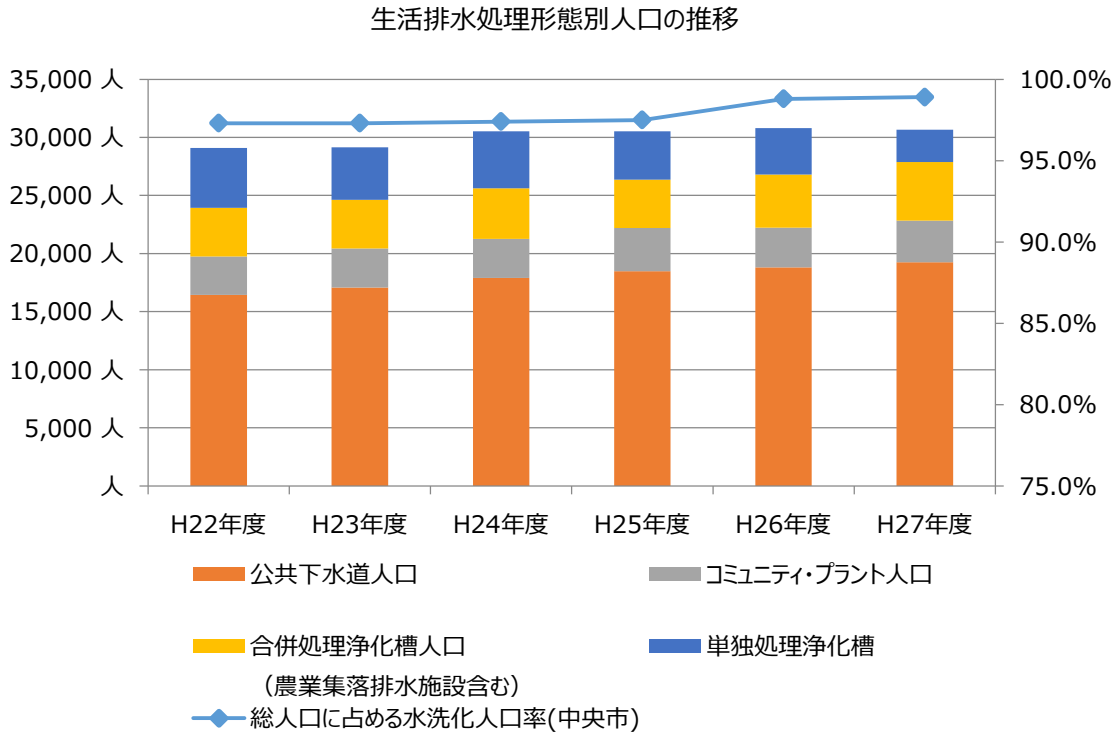

		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
非水洗化	計画収集人口	815 人	810 人	800 人	790 人	389 人	338 人
水洗化	公共下水道人口	16,438 人	17,080 人	17,907 人	18,477 人	18,817 人	19,239 人
	コミュニティ・プラント人口	3,324 人	3,358 人	3,376 人	3,731 人	3,408 人	3,599 人
	合併処理浄化槽人口（農業集落排水施設含む）	4,182 人	4,177 人	4,721 人	4,165 人	4,582 人	5,040 人
	単独処理浄化槽	5,156 人	4,525 人	4,580 人	4,164 人	3,991 人	2,774 人
総人口（住民基本台帳）		29,915 人	29,950 人	31,384 人	31,327 人	31,187 人	30,990 人
総人口に占める水洗化人口率(中央市)		97.3%	97.3%	97.4%	97.5%	98.8%	98.9%
総人口に占める水洗化人口率(山梨県)		91.5%	92.2%	93.1%	92.7%	94.1%	
総人口に占める水洗化人口率(全国)		92.1%	92.6%	93.0%	93.5%	93.9%	

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

※総人口は住民基本台帳（各 10 月 1 日現在）の登録数（法改正により H24 年度以降は外国人住民も含む）

（２）汚水処理人口普及率

本市の汚水処理人口普及率は次のとおり、山梨県平均及び全国平均よりも非常に高い水準で推移しています

汚水処理人口普及率とは、前述の水洗化率とは異なり、下水道、農業集落排水施設等合併処理浄化槽、コミュニティ・プラントの各汚水処理人口の普及状況を、各年度末時点の人口で表したものであり、生活排水処理状況の全国的な統一指標として平成８年度から公表されているものです。

山梨県では「山梨県生活排水処理施設整備構想 2014」において、平成 35 年度までに 87.4%を達成することを目標としていますが、本市ではその水準を十分に達成しています。

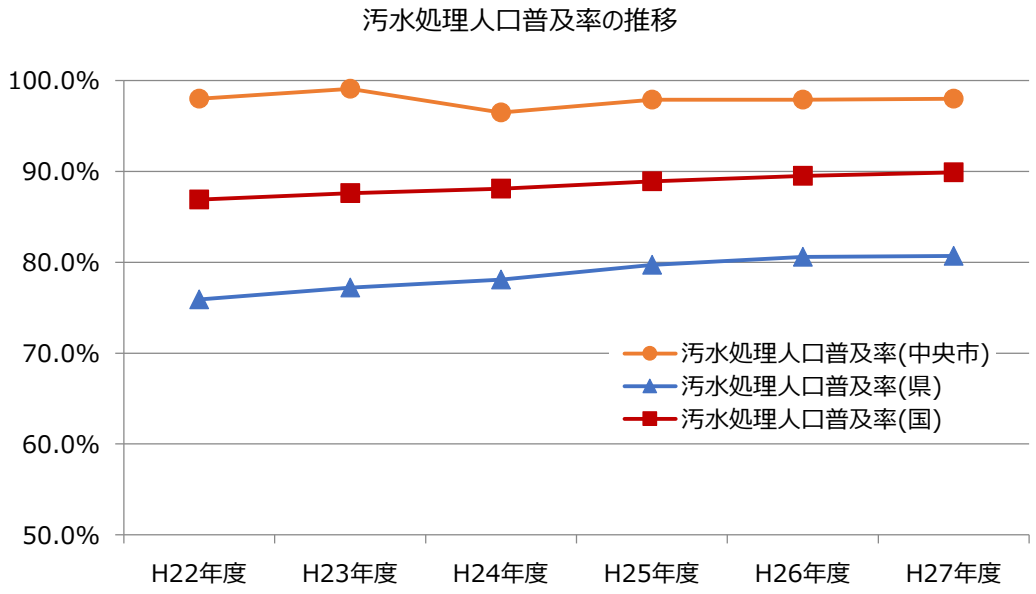

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
汚水処理人口普及率(中央市)	98.0%	99.1%	96.5%	97.9%	97.9%	98.0%
汚水処理人口普及率(山梨県)	75.9%	77.2%	78.1%	79.7%	80.6%	80.7%
汚水処理人口普及率(全国)	86.9%	87.6%	88.1%	88.9%	89.5%	89.9%

出典：国土交通省･農林水産省･環境省ＨＰ

３．し尿･汚泥の排出状況

（１）し尿･汚泥の収集量

本市におけるし尿・汚泥の収集量の推移については次のとおりです。
これまで減少傾向にありましたが、平成 26 年度から増加傾向に転じています。

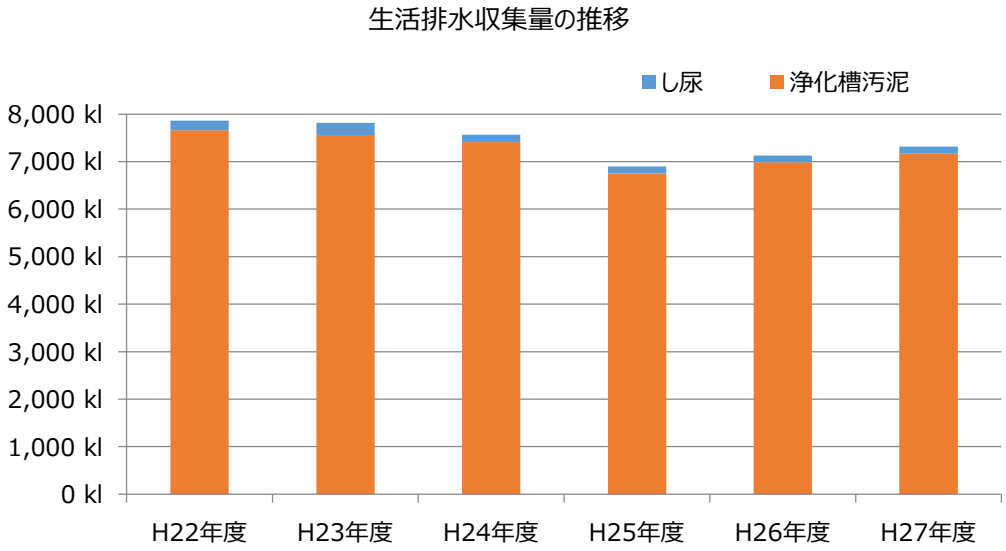

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
浄化槽汚泥	7,657 kL	7,561 kL	7,409 kL	6,749 kL	6,989 kL	7,166 kL
し尿	208 kL	252 kL	160 kL	153 kL	137 kL	148 kL
合計	7,865 kL	7,813 kL	7,569 kL	6,902 kL	7,126 kL	7,314 kL

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

（２）し尿･汚泥の処理量

本市におけるし尿・汚泥の施設別処理量の推移は次のとおりです。

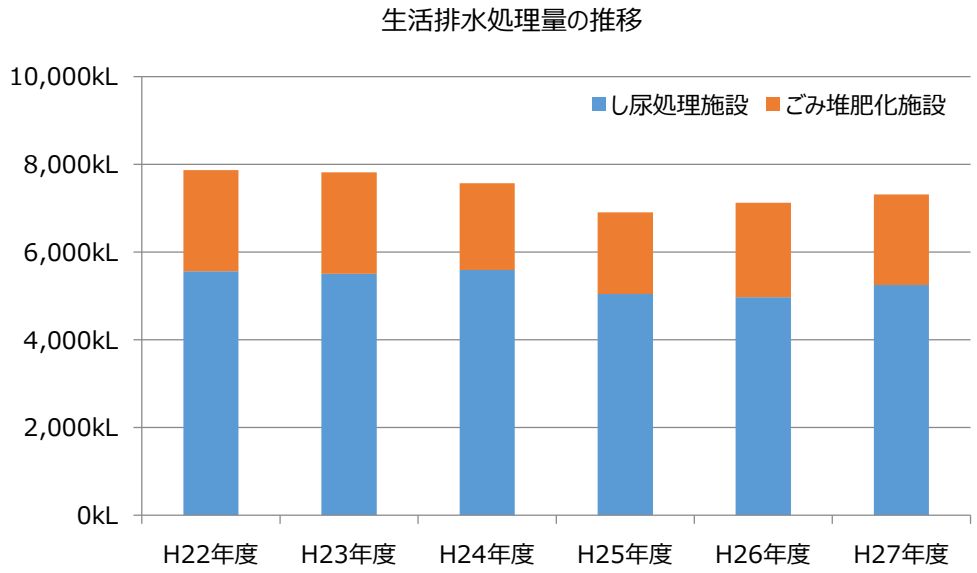

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
し尿処理施設	5,560kL	5,500kL	5,588kL	5,041kL	4,975kL	5,248kL
ごみ堆肥化施設	2,305kL	2,313kL	1,981kL	1,861kL	2,151kL	2,066kL
合計	7,865kL	7,813kL	7,569kL	6,902kL	7,126kL	7,314kL

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

（３）し尿･汚泥の堆肥化

豊富地区では「とよとみクリーンセンター・コンポスト施設」で生ごみとし尿・汚泥を処理し、堆肥化が行われています。その生産量は次のとおりです。

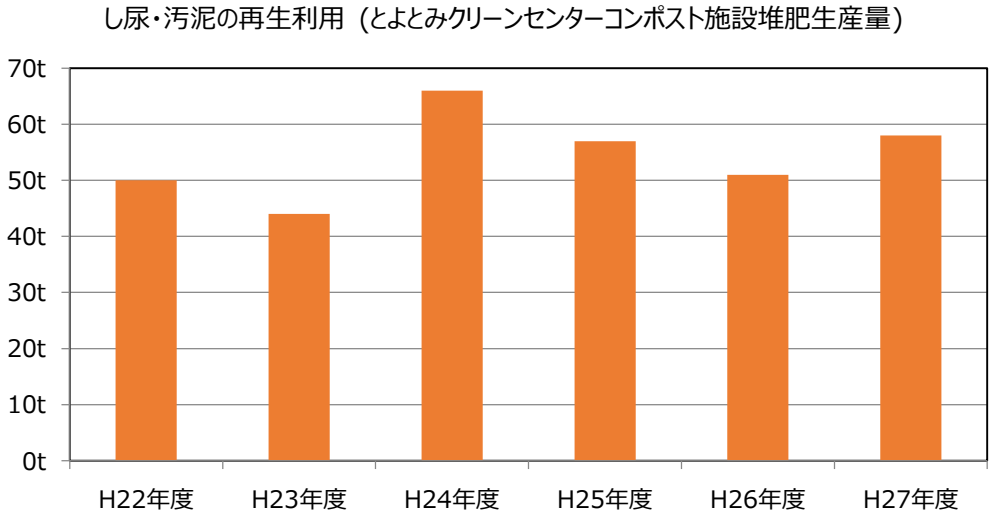

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
堆肥生産量	50t	44t	66t	57t	51t	58t

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

４．生活排水処理の課題

本市では、平成 28 年 3 月に「中央市汚水処理施設整備構想」を策定し、平成 37 年度までの中期目標、平成 47 年度までの長期目標を設定し、生活排水等汚水の適正処理の推進に取組んでいます。生活排水処理については以下に示す課題があります。

（１）汚水処理の普及･促進

平成 27 年度の汚水処理人口の普及率は 98%となっており、全国平均（約 90%）、山梨県平均（約 81%）と比較して、汚水処理施設の普及は進んでいますが、今後普及率 100%を目指し、全市民が衛生的で快適な生活が送れるよう、汚水処理施設の整備に努めていく必要があります。

（２）持続的で安心できる生活排水処理サービスの提供

本市の生活排水処理施設は、「整備の時代」から「維持管理の時代」へと本格的に移行する時期を迎えています。

また、本市においても将来の人口減少・少子高齢化傾向が顕在化すると予想されており、持続的で安心できる生活排水処理サービスを提供するためには、将来の汚水人口・社会構造と事業の運営全般を見渡し、新たな技術・事業手法の導入支援、既存施設の改築更新や維持管理などを柔軟に検討する必要があります。

（３）接続率の向上

公共下水道が使えるようになった区域でも接続が行われないと、生活雑排水などがそのまま放流され、いつまでたっても河川などの水質改善につながりません。早期接続を目指す必要があります。

（４）合併浄化槽への転換

平成 13 年 4 月に浄化槽法の改正が行われ、単独処理浄化槽の新たな設置は禁止されました。また、その使用者は、合併浄化槽への転換に努める必要があります。河川等公共水域の水質保全を図るために、転換の推進に努める必要があります。

※「中央市汚水処理施設整備構想」…市街地のみならず農山村地域を含めた市全域の汚水処理施設の整備を計画的、効率的に実施していくために策定された構想。

第２節　生活排水処理計画

１．生活排水処理の目標

平成 28 年 3 月に策定された「中央市汚水処理施設整備構想」において、処理形態別人口について以下のとおり設定されています。これは、将来人口予測、経済性、地域特性等を考慮し、汚水処理を推進していくための目標とされています。

生活排水処理形態別人口設定

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
行政人口	31,044	31,038	31,032	31,027	31,021	31,004
下水道処理人口(人)	21,980	22,504	22,749	23,053	23,817	24,601
集落排水接続人口(人)	3,347	3,340	3,333	3,326	3,320	3,313
合併浄化槽処理人口（人）	2,077	1,970	1,863	1,756	1,649	1,542
コミプラ処理人口（人）	3,036	2,661	2,558	2,388	1,740	1,060
汚水処理人口（人）	30,440	30,475	30,503	30,523	30,526	30,516
汚水処理人口普及率	98.1%	98.2%	98.3%	98.4%	98.4%	98.4%

	H34	H35	H36	H37	H38
行政人口	30,953	30,902	30,851	30,800	30,743
下水道処理人口(人)	25,186	25,810	25,905	25,999	*26,024*
集落排水接続人口(人)	3,306	3,299	3,293	3,286	3,280
合併浄化槽処理人口（人）	1,435	1,328	1,221	1,114	1,063
コミプラ処理人口（人）	550	0	0	0	0
汚水処理人口（人）	30,477	30,437	30,419	30,399	30,367
汚水処理人口普及率	98.5%	98.5%	98.6%	98.7%	*98.8%*

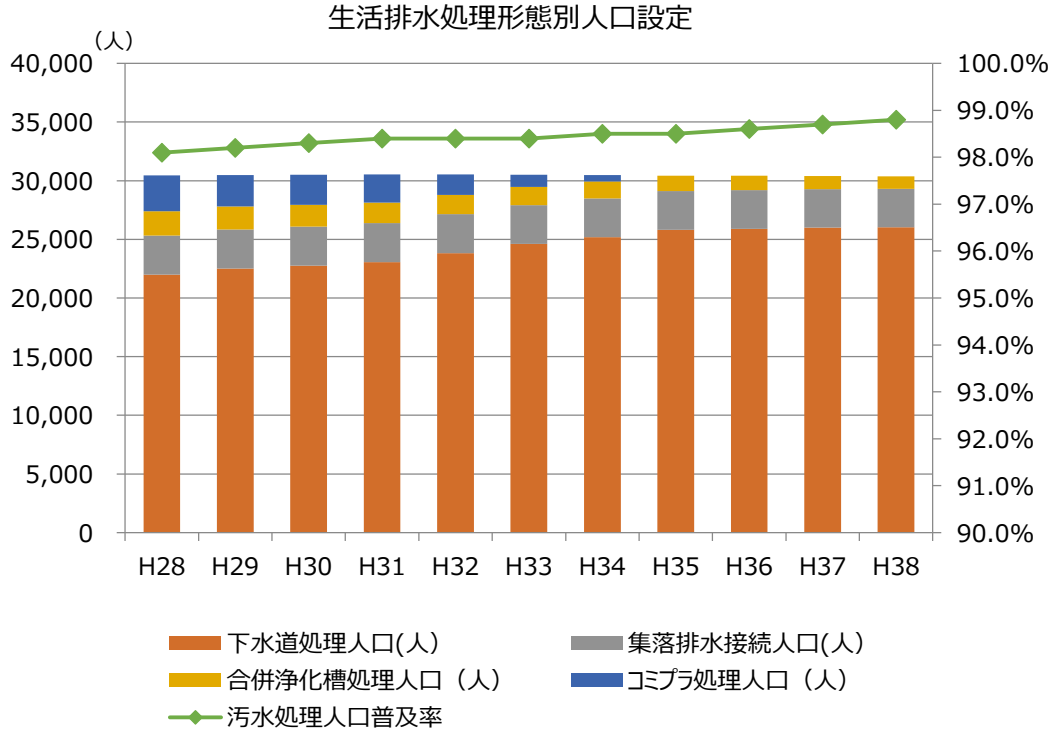

2．生活排水処理の中長期方針

「中央市汚水処理施設整備構想」において示されている、目標年次を平成 37 年度とした中期計画でのアクションプランと、目標年次を平成 47 年度とした長期的な整備・運営管理計画は以下のとおりです。

（1）中期目標（平成 37 年度）

○　計画・目標値
・　汚水処理人口普及率：98.0%（平成 27 年度）→98.7%（平成 37 年度）

1）　汚水処理について

①　公共下水道については、市内の用途地域内の面整備を優先的に進める。また、水洗化率の向上を目指し、接続率の向上・維持を図る。

②　コミュニティ・プラントについては、公共下水道計画区域内に位置しており、平成 37 年度までに下水道への接続を終える予定とする。その際、処理施設は廃止し、管路については劣化の状況に応じて改築更新を行う。

③　豊富地区の農業集落排水処理施設については、6 施設の施設整備が完了しており、今後の施設整備は見込まない。

④　個別処理区域における単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換は、個人設置型合併処理浄化槽事業により進める。

2）汚泥処理について

①　釜無川浄化センターから発生する下水汚泥は、引き続き山梨県（流域管理事務所）の管轄として処理され、セメント原料及び肥料としての活用を想定する。

②　農業集落排水処理施設からの汚泥は、とよとみクリーンコンポスト施設において引き続き肥料化を予定する。

③　し尿及び浄化槽汚泥は、中巨摩地区広域事務組合衛生センター（田富・玉穂分）では焼却、青木が原衛生センター（豊富分）では脱水処理を予定する。

（2）長期目標

○　計画・目標値
・　汚水処理人口普及率：98.0%（平成 27 年度）→99.5%（平成 47 年度）

1）汚水処理について

①　公共下水道については、用途地域内の整備に引き続き、用途地域外の下水道計画区域の整備を行う。その際、既設幹線ルートに隣接する家屋等については、改めて接続の必要性について検討を行う。

② 豊富地区の農業集落排水処理施設は、既に施設整備が完了しているため、施設整備は行わない。

③ 個別処理区域における単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換は、個人設置型合併処理浄化槽事業により進める。

2）汚泥処理について

① 釜無川浄化センターから発生する下水汚泥は、引き続き山梨県（流域管理事務所）の管轄として処理され、セメント原料及び肥料としての活用を想定する。

② 豊富地区のし尿、浄化槽汚泥については、青木が原衛生センターへ搬入しているが、その搬入を中止し、中巨摩地区広域事務組合衛生センターで処理することを検討する。

③ 農業集落排水処理施設からの汚泥は、とよとみクリーンセンターコンポスト施設を廃止し、中巨摩地区広域事務組合衛生センターで処理することを検討する。

④ 中巨摩地区広域事務組合衛生センターにおける汚泥処理方法については、当該市施設における再生利用（資源化）についても検討していく。

資料編

中央市一般廃棄物処理基本計画策定委員会名簿

Ｎｏ	区分	氏名	備考
1	公募市民	有 泉　　雄 二	豊 富 地 区
2	公募市民	神 宮 寺　　守	玉 穂 地 区
3	公募市民	櫻 井　　久 忠	豊 富 地 区
4	公募市民	梶 原　　弘	田 富 地 区
5	公募市民	落 合　　辰 雄	玉 穂 地 区
6	関係行政機関	中巨摩地区広域事務組合 清掃センター所長	
7	関係行政機関	中巨摩地区広域事務組合 衛生センター所長	
8	職　　員	環　境　課　長	委　員　長
9	職　　員	下 水 道 課 長	副 委 員 長
１０	職　　員	農　政　課　長	
１１	職　　員	都市計画課長	
１２	職　　員	建　設　課　長	
１３	職　　員	水　道　課　長	

中央市一般廃棄物処理基本計画

平成 29 年 3 月策定

発行･編集　**中央市役所　環境課**

＜玉穂庁舎＞

〒409-3893　山梨県中央市成島２２６６番地

電話　０５５－２７４－８５４３